

むつ市議会第195回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成20年3月18日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第54号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて

【一般質問】

第2 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 17番 工藤孝夫 議員
- (2) 8番 馬場重利 議員
- (3) 27番 山崎隆一 議員
- (4) 14番 野呂泰喜 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（29人）

1番	川 下 八 十 美	2番	澤 藤 一 雄
3番	新 谷 泰 造	4番	目 時 睦 男
5番	高 田 正 俊	6番	新 谷 功 利
7番	白 井 二 郎	8番	馬 場 重 利
9番	山 本 留 義	10番	千 賀 武 由
11番	菊 池 広 志	12番	富 岡 修
13番	佐々木 隆 徳	14番	野 呂 泰 喜
15番	岡 崎 健 吾	16番	鎌 田 ちよ子
17番	工 藤 孝 夫	18番	横 垣 成 年
19番	富 岡 幸 夫	20番	斉 藤 孝 昭
21番	中 村 正 志	22番	浅 利 竹二郎
23番	川 端 一 義	24番	半 田 義 秋
26番	佐々木 肇	27番	山 崎 隆 一
28番	川 端 澄 男	29番	村 川 壽 司
30番	村 中 徹 也		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 順 一 郎	収 入 役	田 中 實
教 委 員	山 本 文 三	教 育 長	牧 野 正 藏
公 管 理 企 業 者	杉 山 重 一	代 監 査 委 員	菊 池 十 四 夫
選 挙 管 理 委 員 長	佐 々 木 鉄 郎	総 務 部 長	齋 藤 純
総 務 部 務 監	佐 藤 忠 美	総 務 部 出 納 室 長	西 堀 敏 夫
企 画 部 長	阿 部 昇	企 画 部 事	近 原 芳 栄
民 生 部 長	佐 藤 吉 男	保 健 福 祉 長	佐 藤 節 雄
経 済 部 長	佐 藤 純 一	建 設 部 長	成 田 豊
建 設 部 事	石 田 三 男	教 育 部 長	新 谷 加 水
公 企 業 局 長	小 川 照 久	監 査 委 員 長	遠 藤 雪 夫

企 画 部 長	千 船 藤 四 郎
企 副 部 長	鈴 木 克 郎
保 福 健 部 事 進 長	吉 田 市 夫
選 委 理 會 長	大 芦 清 重
保 福 健 部 庭 長	澤 畑 正 敏
經 濟 部 長	笠 井 哲 哉
建 設 部 画 長	山 本 伸 一
建 設 部 課 幹	望 月 操
川 舍 所 內 長	工 藤 昭 治
脇 野 所 沢 長	船 澤 桂 逸
脇 野 所 沢 舍 育 會 長	山 崎 秀 春
總 務 部 課 長	吉 田 真

企 画 部 事 長	奧 島 慎 一
保 福 社 健 部 長	鴨 澤 信 幸
建 設 部 事 長	太 田 信 輝
農 業 業 會 長	村 川 修 司
保 福 健 部 課 幹	山 本 實
經 濟 部 光 長	中 嶋 達 朗
建 設 部 長	鏡 谷 晃
建 設 部 市 課 佐	杉 山 重 行
大 舍 所 畑 長	伴 邦 雄
脇 野 所 沢 舍 育 會 長	片 山 元
總 務 部 長	松 尾 秀 一
總 務 部 課 長	澁 田 剛

事務局職員出席者

事 務 局 長	小 島 昭 夫	次 長	高 田 文 明
總 括 主 幹	工 藤 昌 志	總 括 主 幹	柳 田 明 諭
庶 務 係 長	金 澤 寿 々 子	庶 務 係 主 査	濱 村 勝 義
調 査 係 査	石 田 隆 司	議 事 係 事	井 戸 向 秀 明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は28人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

3月14日、市長から今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、同日開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第54号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま追加上程されました議案第54号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、去る3月15日をもって任期満了となりました田頭肇氏の後任の副市長として、野戸谷秀

樹氏を選任することについて、ご同意を得るためのものであります。

このたび、任期満了により勇退いたしました田頭氏は、就任以来1期4年にわたり市政運営にご尽力されました。ここに、心から感謝の意を表する次第であります。

後任として同意をお願いしております野戸谷氏は、青森県の職員として長年勤務し、この間、教育庁財務課長、総務部財政課長、むつ小川原開発・エネルギー対策室次長、商工労働観光部理事、人事委員会事務局長、下北地域県民局長を歴任し、現在は財団法人青森地域社会研究所常務理事の職にあり、地方行政に精通した豊かな知識は、地方公共団体の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する副市長として適任であると確信し、提案するものであります。

以上をもちまして、上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第54号については、3月21日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

日程第2 一般質問

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 一般質問を行います。

本日は、工藤孝夫議員、馬場重利議員、山崎隆一議員、野呂泰喜議員の一般質問を行います。

工藤孝夫議員

○議長（村中徹也） まず、工藤孝夫議員の登壇を求めます。17番工藤孝夫議員。

（17番 工藤孝夫議員登壇）

○17番（工藤孝夫） おはようございます。川内地区選出、日本共産党の工藤孝夫でございます。むつ市議会第195回定例会に当たり、通告に基づいて質問いたします。

まず最初に、新むつ市都市計画についてであります。この件につきましては、平成17年9月、むつ市議会第185回定例会において質問させていただきましたが、今日の状況にかんがみ、再度たずもものであります。

今、町、村と言わず、市を問わず、住民になれ親しまれ、暮らしと地域社会を支えてきた全国の商店街の多くが停滞、衰退し、各地で空き店舗とシャッター通りが珍しくなくなってしまった。このことは、申し上げるまでもなく、よくご承知のとおりであります。商店街の衰退の原因はさまざまですが、既に個々の商店、商店街の努力をはるかに超えたものとなっています。

問題は、こうした状態をつくり出したもの、その大もとは何かであります。それは1990年、平成年代以降、周辺小売店としての調整のための法律であった大規模小売店舗立地法、通称大店法の規制を相次いで緩和し、1998年にはついに廃止してしまい、その後小泉内閣の構造改革の名でさらなる規制緩和が推し進められた結果であることは共通して認識できるものと思います。このようにして地域の商店街とまちをめぐる深刻な状況は、これ以上放置することのできない危機的なものとなっています。

さて、こうした中で市政だより2月8日付において、むつ都市計画変更案等のお知らせとして用途地域の変更案、地区計画の決定案が掲載され、3月6日、説明会が開催されました。これは、む

つ市東部に複合型商業施設を計画している地元不動産会社からの都市計画提案制度に基づくものと理解しております。

そこでお尋ねいたします。第1は、計画されているこの複合型商業施設が建設された場合、1つに、旧むつ市中心市街地の空洞化に拍車をかけることになることは必至だと思いますが、この懸念について市長の認識を問うものであります。

第2に、むつ下北地域への影響の問題であります。むつ市議会第185回定例会でも述べましたが、むつ市への大型出店は下北全自治体に連鎖され、重大な影響を受けてきたこともご承知かと思えます。その意味で、合併町村である旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村にとっては遠距離にあるという意味において、むつ市中心部にある大型店であっても郊外地としての大店舗なのであります。これ以上の大型複合施設の出店は、まちづくりの再生を阻害するというのが旧町村が置かれている立場でもあります。これら旧町村市民の声を吸収するためにも、各町村での説明会を開催すべきですが、ご答弁を求めます。

第3は、市条例の制定についてであります。旧むつ市は、平成13年10月にむつ市中心市街地活性化基本計画が、平成17年1月、むつ市における土地利用の適正化に関する条例が施行されております。しかしながら、十分なものでないとしたなら、商店街の振興、再生をまちづくりの基本として行政が力を発揮できる市独自の条例を制定することが必要と思いますが、この点についてご答弁を求めます。

次に、新市まちづくり長期総合計画と過疎化問題について質問いたします。平成19年度から平成28年度までを目標に合併を踏まえて新市まちづくりについての長期総合計画が策定されました。一方で新聞報道もされたように、高齢化率の高い町村の現状把握の調査が弘前大学によって行われた

ことが報道されております。それによりますと、集落の消滅に対する危機意識がまだない地域が多いことや、行政にもまだ積極的に取り組む様子は見られなかったと指摘されております。旧むつ市を含め人口減少が著しい各旧町村は、まさに限界集落化が進み、このままでは消滅の一途をたどるのみであります。こうした現状を踏まえて、行政が主体となり第1次産業を柱として各地区集落ごとに仮称調査チームなどを編成し、取り組むべきだと考えます。それらの結果を成果として生かし、新市まちづくりの基本計画や実施計画にきちんと反映すべきであります。このままだと、長期総合計画が総花的で終わってしまう懸念に駆られるからであります。ご答弁を求めます。

次は、乳幼児医療費の補助拡充について質問いたします。県は、今年度予算案で乳幼児を健やかに育てるためとして市町村が行う乳幼児医療費給付事業に要する経費に乳幼児はつらつ育成事業費補助として小学校入学まで医療費の補助をすることを打ち出しました。半額負担があるにせよ、国・県の福祉施策が後退の一途をたどる中、子育て家庭にとっては大きな援助となるものであります。この事業制度の導入につきましては、3月13日、同僚議員の一般質問の中で10月より実施の意向を示され、大きな前進ある答弁がなされました。市長もご承知のとおり、県内ではこの制度を義務教育である中学校まで広げている自治体もあります。市長も教育の充実を強く打ち出しています。私は、子は宝とする観点に立つべくもう一歩進んで補助対象を中学校まで拡充されることを強く求めるものであります。

以上、3項目について質問いたしました。新市長におかれては、前進的かつ誠意あるご答弁を求め、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、新むつ市都市計画についての第1点目、むつ市都市計画用途地域の変更後の複合型商業施設の建設による旧むつ市中心市街地への影響についてであります。用途変更に関する説明会を今月6日に終え、今後公聴会や審議会を控えている現時点で用途変更後の想定論を申し上げるには、関係者や一般市民の方々に対していろいろと支障が生じる可能性も考えられますことから、答弁を差し控えたいと思いますので、ご了承願いたいと存じます。

次に、川内、大畑、脇野沢の合併町村商店街への影響について、説明会等を開催する意思はないかのご質問であります。市ではこの都市計画の変更にかかわる市民説明会を3月6日に開催しております。この説明会の開催につきましては、2月8日発行の市政だよりとともに全戸配布をしてお知らせしたところでありますが、当日の説明会には100名を超える参加者があり、商業施設の立地というものの波及する影響力の大きさを改めて実感し、市民の関心の高さを認識しているところであります。

また、むつ地区を除く各地区の商店街への影響ということを考えれば、全くないとは言えないのかもしれませんが、はかりかねるところがありますので、現段階ではご質問の各地区での説明会は考えていないということでご理解を賜りたいと存じます。

なお、今定例会でご審議をいただいております平成20年度一般会計予算には、平成20年度、平成21年度の2カ年事業により実施する予定のむつ市都市計画マスタープランの見直しに係る費用を計上しておりますが、その過程においては市民の意見を取り入れるべく市民を取り込んだワークショップやアンケート調査による意見募集を考えているところでございますので、ご理解願いたいと存

じます。

次に、商店街の振興、再生をまちづくりの基本とする独自の条例制定をすべきとのご質問についてであります。現在全国的に地方独自のまちづくりを進めるうえでの基本理念として、まちづくり条例と呼ばれる条例が制定されているのは議員ご承知のとおりであります。まちの景観保護を基本理念としたもの、あるいは生涯学習的な見地から条例化したもの、また京都市のように古都の保存再生と調和や商業施設の適正配置などを図るためのものなどさまざまであります。平成10年のまちづくり三法の制定以来、全国の自治体は中心市街地の活性化に取り組んでまいりましたが、取り組み後の中心市街地の居住人口や販売額等の数値の推移から、それでも遅々として進まない中心市街地の再生、活性化は全国的な傾向にあります。この理由の一つとして、平成12年の大店立地法の施行による大型店の実質的な立地規制の緩和によるものなどが挙げられるところであります。

国では、このような状況を受け、平成18年8月には中心市街地活性化に対する基本的方向性をさまざまな都市機能を市街地に集約し、中心市街地のにぎわいの回復を図ろうとするコンパクトでにぎわいあるまちづくりへとシフトし、認定を受けた自治体を集中的に支援するといった選択と集中の仕組みを導入したところであります。また、基本計画もそれまでの届出制から国の認定制度へと移行されました。市におきましても、平成13年の基本計画策定以来、基本計画に基づいた事業を展開するとともに、まちづくりの総合調整機関であるむつ商工会議所TMO及び各商工団体への支援を行ってまいりました。今また改正法の趣旨に沿ったまちづくりが求められております。

工藤議員ご指摘の商店街の振興、再生をまちづくりの基本とする市独自の条例制定も視野に入れながら、各商工団体や市民の皆様方の声をお聞き

し、商店街の再生と中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、新市まちづくりについて、長期総合計画と過疎化問題に係るご質問にお答えいたします。過疎化に関連する限界集落の問題につきましては、昨年9月のむつ市議会第193回定例会における工藤孝夫議員の一般質問に対しまして、全国的な共通課題であり、現状においてはこれといった特効薬がありませんが、地域住民の声をよく聞き、地域の実情をしっかりと把握して、生活基盤の維持に努めてまいりたいとの答弁をしているところであります。過疎化の問題につきましては、現在国において過疎地域自立促進特別措置法が平成21年度末に失効することを見据えて、今後の過疎対策のあり方等について調査、検討が進められているところであります。我が国が人口減少社会に転じたことから、今後農林水産業、雇用問題などさまざまな分野で大きな影響を及ぼすことが予測されております。

一般の新聞報道において、弘前大学人文学部社会学研究室が青森県内過疎地域の限界集落化に関する調査を行い、行政が積極的に取り組む様子は見られなかったとの内容が掲載されたところであります。各自治体の取り組みが消極的に映りしたのは、過疎化を招く要因が全国的な少子化傾向に加え、経済的問題、つまり生業として成り立つかどうかの問題、また後継者問題等が他の多元的要素と絡み合っ、根本に横たわっていることと関係し、一朝一夕にはまいらない難しい状況に苦慮している各自治体の現実の姿の一たんを浮き彫りにしたものではないかと考えております。

改めて申し上げるまでもありませんが、本市におきましても、過疎地域を取り巻く環境は大変厳しく、地域公共交通、医療、産業振興を初め地域文化、伝統の継承に至るまで、多様な課題を抱え

ており、市行政のさまざまな部門に多面的かつ複雑にかかわっているところであります。一方、長期総合計画の実施計画につきましては、現在今月末の取りまとめに向けて作業を進めているところでありますが、先ほども述べましたように、過疎化問題に特効薬はなく、有効な具体的方策を打ち出すまでには至っておらないのが現状であります。このことから、過疎問題に対しましては、特定の調査チームを設置することも一つの方策とは思いますが、過疎問題に限らず、私の政策でもあります市民との協働、市民に開かれた行政の展開、すなわち広報広聴の充実を図っていく中で、地域の声に十分耳を傾けつつ、庁舎間、部局間の連携をより密にしながら、適宜に横断的かつ柔軟な組織運用を図り、課題の解消に向けた調査を初め施策の研究、検討に努めてまいりたいと考えているところであります。いずれにいたしましても、自助、共助が成り立ち得ず、コミュニティーの維持が危ぶまれるといった状況には、特に心配りしてまいりたいと考えているところであります。

工藤孝夫議員の意は十分理解しているところでありますので、今後も引き続きおでかけ市長室、市長への手紙を初めさまざまな機会をとらえて実情を把握し、どのような方策が過疎対策として有効であり、適切であるのか、先進事例に学びながら努力してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、乳幼児医療についてお答えいたします。乳幼児医療費助成事業拡充策については、鎌田議員にお答えしたとおり、県と歩調を合わせ、ことし10月より所得制限や1,500円の自己負担はあるものの、4歳児から就学前児童の入院、通院ともに食事療養費を除く医療費補助の拡充を実施することで対応してまいりたいと考えております。工藤議員のご質問は、さらに小学生、中学生まで助成の対象の拡大を求めているものであります。

現時点における青森県内の状況は、小学生の入院、通院まで給付対象としておりますのは3町村、入院のみが1村であります。このうち中学生までとなりますと、2町村が入院と通院を給付対象とし、入院のみが1村となります。全国的には、平成18年の調査において対象年齢を入院、通院ともに小学校就学前まで拡充しているのは23都道府県に及び、就学前までというのが一般化しておりますが、所得制限導入や月額上限つきで千数百円程度の負担を求めたり入院の食事療養費を除外するなど、財源確保に苦しい対応をしているのが現状であります。いずれにいたしましても、財政力のある自治体や人口減少対策を強化する自治体では、今後制度の拡充を進めていくものと思われま

す。むつ市の助成給付金額の推移を申し上げますと、平成17年度4,092万円、平成18年度3,963万円、平成19年度では3,917万円と推移しておりますが、県から2分の1の補助があります。平成20年度からは、小学就学前までとなり、10月からの6カ月間であること、3歳児からの医療費負担が3割から2割になること、受給者負担金1,500円などを考慮いたしますと、おおよそ200万円の増額となるのではないかと推定しております。

工藤議員が質問されております中学生までの給付の拡充を積算してみますと、県事業の対象とならないことから、むつ市独自の事業となりますので、2分の1の補助がなくなり、その結果約5,000万円増を一般財源により予算化しなければなりません。いずれにいたしましても、小学就学前までの給付対象は通過点であり、今後さらにこの少子化対策事業の給付拡充は広がっていくものと思われま

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（工藤孝夫） 順序は逆になりますけれども、よろしく願いいたします。

医療費補助の拡充についてでありますけれども、中学生までとなれば、補助の対象外となって、約5,000万円以上の一般財源からの持ち出しになるという答弁でございました。そこでお尋ねいたします。小学校卒業までとすればどれくらいの持ち出しとなるのか、ご答弁願います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） お答えいたします。

小学校卒業まで医療費の助成を拡大いたしますと、医療費はおよそ7,670万円程度になるものと予想されます。就学児童分の県補助がなくなりますので、その部分については一般財源で負担しなければなりません。これらを考慮した一般財源の負担増はおよそ3,700万円程度になるだろうというふうに予想しております。

以上です。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（工藤孝夫） 次に、長期総合計画とまちづくりに関してお尋ねいたします。

市長答弁にも基本的な答弁がありましたけれども、確かに非常に難しい問題です。国の予算はご承知のような逆立ち予算でもって国民を苦しめている、先が見えないという中で、果たして各旧町村がこれまで策定した、それを一緒にして新たなむつ市のための長期総合計画だということになるわけですから、一層困難がつきまとうという点はそのとおりだと私も思います。ただしかし、これから逃げるわけにも、避けるわけにもいかないわけです。

そこで、新市長になって日が浅いわけですから、また長期総合計画に全体として目を通しているのかどうか、私はわかりませんが、近い将来できるもの、ずっと最後になってもできないもの、

比較的短期にできるもの、こういうものを一たん洗い出してみる必要があるのではないかなというふうに私は考えるのです。ロス化を避けるといいますが、そういう点で、そういうことを考えたことがないのかどうか、お尋ねしておきたいと思えます。

それから、市長の公約としておでかけ市長室ということが盛んに強調されております。これは、どこに主眼を置いているのか、まずこの2点についてお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、1点目の長期総合計画の中で長期的なもの、短期的なもの、これらは当然今議員ご指摘のように、しっかりと今後ロス化をなくしていく、より効率的なというふうに、それは十分私どもも考えております。その部分において長期総合計画、これはもう御議決いただいたものでございますし、これをもっともっとしっかりと細かくこれから計画を立てていかなければいけないと、こういう認識を持っておりますので、その段階でしっかりとした組み立てをしていきたいと、このように思います。

さらに、おでかけ市長室ということでございますけれども、これは長期総合計画にもかかわるところであります。私は、選挙の際に7つの大きな公約ということでさまざま訴えて、そして今この立場にさせていただいたわけでございますけれども、長期総合計画との整合性をしっかりとつつ、例えばこのおでかけ市長室、さらに市長への手紙と、そういうものは、たしか長期総合計画の中にも広報広聴機能の充実というくだりがあったように、私ちょっと今手元にあるのは正確ではないかもしれませんが、そういう意味で、協働のまちづくりのために市民の声を聞いていくと、広報広聴機能の強化というふうな、さまざまな部分で私の7つの公約、そして基本になるのは長期総合計画で

ありますけれども、その私の公約との整合性をとりつつ、しっかりとした計画を立てて実行していきたいと、こういう思いでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（工藤孝夫） おでかけ市長室については、基本的には長期総合計画が柱になるということでございます。

そこで、当然このおでかけ市長室におかれては、趣旨としてそうなるわけですから、市民の声なき声も当然酌み上げるということになるかとは思いますが、決してパフォーマンスに終わらないように気をつけていただきたいというのをこの点ではひとつ要望しておきたいと思えます。

ついででありますので、お聞きいたします。このおでかけ市長室は、旧市町村にある各集落ごとに行うのかどうか、またそういう要請があれば、これにこたえる用意があるのかどうか、この点もお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） おでかけ市長室の件でございますけれども、1月末から2月にかけて実施いたしましたのは、各庁舎で各種団体の長の方々、またその関連の方々ということで、多くの方々とお会いして、そして率直な意見交換、またご提言、さまざまご苦勞の点、そういうふうな点をお伺いいたしました。今後このおでかけ市長室を集会所のほうに行って開催するつもりがあるのかどうかというふうなお尋ねかと思えますけれども、まず基本的には市長室を分庁舎のほうに移して、そこからの形でまずスタートをしたいと。今緒についたばかりでございますので、さまざまな問題点、これらをこれから検討、よく精査して、そして広報広聴機能を高めるということで、新年度、秘書広聴監、そして秘書課、広報広聴課というふうなところ、そういうものの機能の充実を図っていく

ということでございますので、その中で十分検討していかなければいけないと。その意味からして、基本的には市長室を各庁舎に、分庁舎にまず移動して、朝からその部分で多くの方々のご意見を聞いていくと。その中でまたこの各地区の集会所のほうの場面も出てくる可能性もなきにしもあらずと。ただ、その中で出前講座というものも新年度から今検討を重ねているところであります。各種団体に向けまして、例えば財政状況だとか、教育プランの問題だとか、さまざまな点をよりわかりやすい形で市民の方々に出前講座というふうに銘打って、この市の状況をお伝えをする、そういう手法も今検討しているところでありますので、その点は、例えば集会所のほうに10名とか20名、そういう場面もありましたら、ご要望があり次第、できるだけ対応はしていきたいと、こういうふうに思えます。

以上です。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（工藤孝夫） 次に、むつ市中心市街地における複合型の大型店舗の問題であります。市長答弁では、今後公聴会も予定しているし、答弁を差し控えたいというのが基本だったというふうに思えます。しかし、これは計画が中止になったわけでもないし、手続がストップされているわけでもありません。したがって、仮定の話ではないということです。当然のことながら、この大型商業施設ができた場合、どういう影響があるのかという認識というようなものは当然市長はできていると思うのです。

また、新聞報道でもそういう影響はあるのだという認識を示されておりまして、ですから、法的なことについてはいろいろ限界性があるということも私も知っています。よく知っています。しかしながら、自治体にかかわる大きな問題ですし、これはもうそれこそ避けて通れない問題でありま

す。その意味で、市長としてこれからどういう方向でこの問題を考えていけばいいのかという当然の認識を持っていなければならないと思うのです。差し控えるだとか、そういう答弁では市民が納得いたしません。この点について、その方向性をこの場所で示していただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 最初のご質問に対して、答弁を差し控えたいということは、仮にあそこに想定されている大型店舗ができた場合、どう影響が出てくるのかということで答弁を差し控えたいということでした。あくまでも今これはこれから公聴会を開き、そして都市計画審議会、そういう形の中で、法令に従って進捗をしている状況でございますので、まずその部分でしっかりと行方を見据えていかなければいけないだろうという気持ちでございます。

さらに、この部分でさまざま報道されておりますけれども、さまざま多くの方々のご意見が寄せられております。商業関係の方、また地域の住民の方々、非常に多くの方々から声が寄せられておりますので、それらもしっかりと見据えていかなければいけないと。慎重にこれは行政として対応していかなければいけないだろうと、こういうふうな思いでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（工藤孝夫） 慎重に行政として対応していくというご答弁でございました。

ご承知のように、平成13年10月、これはむつ市中心市街地活性化基本計画というものに沿って、いわゆる商工業者、むつ商工会議所がイベント共同化事業、あるいは空き店舗の対策事業というふうなことでずっと取り組んできているわけです。また、市行政としても、今むつ商工会議所の指定管理の施設と伺ったわけでありましてけれども、来

さいまい館、むつ下北観光物産館、イベント広場、大変な財政の中で建設して、駅前のにぎわいを取り戻すのだということで、市として取り組んできたというのが計画だと思います。

私読ませてもらったけれども、問題なのは、平成13年10月に、市長が当時総務常任委員長で、この策定に携わっておりますね。そういうことで、市長も入って決めた計画であります。この基本計画から大きく逸脱するということにならないのかどうかというのが今この問題をめぐって市民が非常にその部分を聞きたいというのが率直な声だというふうに私とらえているわけです。したがって、この点でも市長のお考えを当時のことを思い出しながら、今現在どうであるのかということも聞きたいし、それこそ合併前のことですから、私ども釈迦に説法だと言われるのかもしれませんが、むつ商工会議所のホームページから資料をとらせていただいたわけですが、昭和54年に大型店の占有率では10%であったものが平成12年には65%にまで大きくはね上がっているわけです。また、同じく昭和51年に店舗数が777であったものが、平成14年度の時点では599まで減っていると。しかも、小売店と田名部駅前通りの商店街の徒歩での交通量についても、これまた大幅な減少をしていると。こういう影響はもうあるし、これは黙ってられないということで行政も動いてきたと私は思うのです。それからもうはるか6年も7年もたっているわけですから、もっとその加速が進んでいるというふうな状況です。ですから、影響があるかどうかというのはコメントできないというふうなことでは私は市民が納得しないというふうに思いますので、この点についても市長の認識を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、平成13年の基本計画、工藤議員お話しのとおり、私も当時総務常任委員

会の委員長を仰せつかっておりまして、その基本計画に携わって、そしてまとまりまして、この中心市街地活性化基本計画というものを議会に報告をし、そしてしっかりとした形になって議決を経て、この形になっているということは、当時を振り返ってみて、そういうふうに私も記憶をしております。

そこで、あるときにはたしか大湊地区、田名部地区という形の大きな2つのゾーニングがされておりました、その部分での、どういう形でその中心市街地のにぎわいを取り戻すのかという議論もされました。大湊地区では、特に海に面している部分、そして田名部地区は川、歴史、大湊地区もそうですけれども、そういうところで中心市街地のにぎわいをつくっていかなければいけないだろうと、そういう基本計画がつくられたこともしっかり私も認識をしております。

そこで、今昭和54年から平成12年までの大型店舗の占有率、店舗面積の占有率の話がございました。そして、777軒から599軒と200軒ほどの小売業者がその意味で廃業を余儀なくされたというふうな趣旨で、このことについてもどう思うのか。さらに、今後この東部のほうに今計画案として出されているもの、これが仮に建築されたならばという想定でのお話でございますけれども、その想定の方はちょっと別にいたしまして、昭和54年から平成12年までの店舗の減少、これも本当に私自らも店舗を閉めました。そういう思いを私は十分認識をしております。

ちょっとこの議場の中でふさわしくない表現かもしれませんが、議長からお許しをいただきましたならば、私が実は今酒の小売業をなりわいとしております。今そこの長をしております。かつては昭和50年代、このころは160軒の酒の免許者がございました。そして、組合員が160軒という形で、非常に組合の加入率もほぼ100%ござ

いました。それが今現在どのくらいの小売店になっているのかと、免許を持っている小売店があるのかと、こうなりますと、まず100軒でございます。これは規制緩和というにしきの御旗のもとで酒類小売業を、その免許がまずほとんど自由という形の中で今その組合員が100軒しかなく、さまざまな部分で苦悩していると。こういうふうに、この私自身も真ただ中にいるということを工藤議員にご理解をいただければなんと、こういうふうに思うところであります。

その中で、大型店の占有率が10%から65%と、ならばどういうふうにしてその小売業として生きていくのかということを私ども組合としても、この立場で、この場面でお話することは非常に心苦しいのですけれども、お許しをいただきたいと思うのですけれども、どの立場で生きていくのかと。大型店と対抗して、これはなかなか同じ土俵では勝てません。また、ディスカウントストアと同じ土俵でも勝てない。ならば、どこでどういう生き方をしていくのかと、今さまざまな模索をしているところでありますし、着実にPB商品、プライベートブランド、そういうものをつくり上げていかなければいけないとか、さまざまな行事を行っていくとか、そういう横の連絡を密にしていくと、小さくてもきらりと光る商店になるとういう今努力をしているところであります。その中で、やはりこの規制緩和という大きな押し寄せる波になかなかさまざまな部分、これは一つ酒の業界に限らず、たくさんの業界でそういう非常に今苦悩に満ちているということは私も十分理解をしているところであります。

その意味からして、今後仮にというふうな形の中で影響ありやなしやということは、当然影響はあるものだと思いますし、さまざまな部分でこの中心市街地のこの田名部地区、大湊地区、そして各旧町村部、そういう部分の非常に大きな影響も

なきにしもあらずという思いはしているところ
あります。ただ、それを想定論の中でどのくらい
とか、細かくということはなかなか難しい部分も
ありますけれども、やはり取り組み方として現時
点では、想定論の中ではお答えしかねるというこ
とでお許しをいただきたいと思います。しかしな
がら、昭和50年代から、今平成の中ごろまでにか
けての、こういう現状、みんなさまざまな業界で
苦しみ、悩んでいるという共通の認識は持っている
ということだけはお伝えをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（工藤孝夫） この大型店の進出で、今後ど
れだけの影響が出るのかと、別に私はそういう細
部について求めているのではなくて、やはり基本
的なものの共通認識を、これは持っていたきたい
ということ、市長もそれなりの影響はあるの
だというご答弁でありました。

それで、旧町村地域において説明はしないのか
という問いかけについては、するつもりはないと
いう答弁でした。しかし、川内地区の場合でも、
むつ市中央に大型店ができたおかげで、むつ地区
と同様に影響は大きいのです。平成10年時で川内
地区では小売店舗数が110店舗、それがわずか4
年後の平成14年度で91店舗まで減少しているわけ
です。現在正確な数はつかんでおりませんが、ど
も、市長もたまたま川内地区を通ってみれば、ど
こが繁華街なのか、ちょっと戸惑うほどごらん
のとりの状況です。そういうことからいっても、
旧町村部の市民の声を直接聞くということは当然
のことであって、これは合併の精神ではないでし
ょうか。そこを外してもらっては困る。この点に
ついての答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどちょっと偏った答弁
を申し上げたのかなと、こんな思いをしておりま
す。思わず小売業者の立場ということで、自らの

立場をこの場所において答弁をするということ、
ちょっと外れてしまいまして、小売業者の立場の
部分でかなり強調した部分がありました。この
部分もひっくり返して、改めて消費者の立場と
いう形、これもやはり視点としてとらえていかな
ければいけないのではないかなと、こんな思いが
あります。さまざまな部分で、大型店がシェアを、
これは昭和の時代からかなりの部分で、10%から
65%という形の占有率をふやした。そして、小売
店が店を閉めていった。これもやはり消費者のニ
ーズということもしっかりとつかまえないければい
けないだろうし、そういうところの視点を先ほど
の答弁の中ではちょっと漏らしておりましたの
で、この部分をつけ加えさせていただきたいと。

やはりしっかりとしたバランスの中で、これは
行政として法に基づいて説明を重ね、そしてより
多くの方々のご意見を聞いていくという部分で公
聴会ということも設定をさせていただきましたの
で、これは慎重に議論を、耳を大きく澄まし、目
を見開いてさまざまな議論を注視していきたいと
いうふうに思うところであります。

川内地区、また旧町村部の商店街、非常に苦悩
しております。さまざまな部分で大型店が出た、
そしてスーパーが出た、そういう部分で非常に苦
悩しているということで、心を痛めている部分も
私感じます。さらに、お祭りの際のさまざまな部
分での協力をいただいているという部分もよく
声が聞こえております。そういう部分での影響な
しとも言えないということで、もっともっと歴史
と伝統文化を守るためには、小売業者、小売店の
皆さんもさまざま商工会、また商工会議所、そ
ういう方々とひとつスクラムを組んでやっていただ
きたいなと、頑張っていたきたいなと、こんな
思いもございます。消費者の視点での考え方もし
っかり行政としてとらえていかなければいけない
というふうに考えているところでご理解をいただ

きたいと思います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（工藤孝夫） 公聴会をこれから開催すると。それは、市民の間からも、関係者からも拙速ではないかという声があったと。市長が今後急がないで、聞くということですから、私も全くそのとおりだと思ひ、ぜひそうあってほしいというふうに思います。そういうことをなくして、審議会にげたを預けるようなことはしない、このようにお約束できるでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 多くの声を聞いていくというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場重利議員

○議長（村中徹也） 次は、馬場重利議員の登壇を求めます。8番馬場重利議員。

（8番 馬場重利議員登壇）

○8番（馬場重利） 私は、平成15年9月5日、むつ市議会第177回定例会において、市町村合併とまちづくりについて及び中間貯蔵施設と市の財政運営についての2点を一般質問いたしました。あれから4年半、今ここに再登壇を果たし、一般質問の機会を与えてくださいました市民の皆様方に心から感謝を申し上げますとともに、心新たに身の引き締まる思いでいっぱいです。

そのときの質問を振り返ってみました。私は、常々下北は一つであるべきとの観点に立ち、地域の活性化と地域住民の幸せを願い、陸の孤島と言われてきた下北に政治の光を注ぐべく活動をしてまいりましたし、下北地域広域行政事務組合議員として8年間、広域的共同事業の推進にも努めてまいりましたが、広域事業の難しさや限界を感じるに至り、市町村合併の必要性を強く抱いたものでありました。幸い合併の機運が盛り上がり、合併協議会の設立となり、その進展を期待しつつ、合併後のまちづくり、地域づくりについて議論を深めたものであります。

下北は一つとまではいかなかったものの、難産の末、4市町村による広域合併が実現し、昨年の9月、合併後初となるむつ市議会議員の改選が行われ、今こうして議会の仲間入りを果たせたことへの感慨もさることながら、議会一丸となって地域のまちづくりに取り組める喜びとともに責任の一端をも感じているものであります。

我が国発の原子力施設外に設置される使用済燃料中間貯蔵施設は、リサイクル燃料貯蔵株式会社として本社をむつ市に置き、準備工事、本格着工のめどがつくなど、当初予定された2010年稼働の目標が実現できる運びとなりましたことは、施設の受け入れ推進の立場に立ち、議論の限りを尽くした者として感慨無量のものでございます。

平成17年3月14日、新むつ市が誕生し、その秋には6期目の当選を果たした杉山肅前市長が新市初代の市長として君臨いたしました。しかし、昨年5月31日、新市のまちづくりの志半ばにして急逝され、その遺志を継承する形で2代目の市長となられたのが今市長席に座っておられる宮下新市長であります。

時代の変遷は目まぐるしく、ここ数年の出来事は、未来永劫にかかわるまさに大きな出来事でありました。長年政治活動をともにしてきた宮下市

長には、さえわたる識見と高度な政治力を遺憾なく発揮され、将来を見据えたまちづくりと地域住民の幸せのために頑張ってくださいますことを切にお願い申し上げますとともに、及ばずながら、可能な限りにおいてご協力申し上げたいと思っている一人であります。

さて、本定例会に当たり、さきに通告してありますむつ市のまちづくりについて質問させていただきます。新市のまちづくり計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、旧むつ市、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村の長期総合計画等の計画を踏まえ、合併協議会の手により平成17年度から平成26年度までの10年間を期間として作成されております。それによりますと、1つ、地域の個性を生かした特色あるまちづくり、2つ、住民参加による一体的な新しいまちづくり、3つ、人が生き生きし、安心して暮らせるまちづくり、この3つを基本方針に据え、「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」の実現に努めるとしたものであります。

昨年策定されましたむつ市長期総合計画は、その新市まちづくり計画を踏襲し、かつ尊重しつつ、総合的、計画的に推進するために作成されたものであり、平成19年度から平成28年度までの10年間にわたる計画となっているものであります。私が今回取り上げましたまちづくりに関する質問は、まちづくりの基本方針にあります1つ目、「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」の4点目、計画的な土地利用の推進について問うものであります。土地は、市民の限られた貴重な資源であるとともに、生活や生産等の市民活動の基盤でもあり、その公共性を優先に地域の自然的、社会的、経済的、文化的諸条件に配慮しながら、総合的かつ計画的な土地利用が求められ、近年市民の生活様式などの価値観が多様化する中で、中心市街地の空洞化や人口集中地区の人口が郊外へ分散化す

るなどの傾向もあることから、宅地化などの無秩序な拡大を抑制しながら、秩序とバランスのある土地利用を図り、持続的な地域の発展を目指すことが肝要であるとされているわけであります。

そこで私は、旧むつ市におけるまちづくり三法に関する諸問題についてお伺いするものであります。1点目は、都市計画の見直しについて、その経緯と今後の取り組みをお知らせいただきたいと思ひます。

2点目は、空洞化が進む中心市街地について、その活性化基本計画と取り決めの経緯、今後の取り組み計画についてお示しいただきたいのであります。

3点目は、都市計画提案制度について、その目的、趣旨と市の都市計画に係る影響等についてお尋ねいたします。

新市長に就任して8カ月、初の年度予算を上程した宮下市長は、施政方針の中でまちづくりの主役は市民であると力説されました。より身近に市民と行政とのかかわりを求め、市長の出前講座、おでかけ市長室など、若さとバイタリティーあふれる行動は、多くの市民から期待が寄せられております。積極的かつ宮下カラーの方向性を加味したご答弁をご期待申し上げ、壇上からの質問いたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 馬場議員のご質問にお答えいたします。

第1点目の都市計画の見直しについて、全体的に用途変更したのは最近ではいつかのご質問であります。都市計画の見直しは、これまでその時々に応じて必要と認められたときに変更してきておりますが、むつ地区の全体的な見直しにつきましては、最近では平成14年10月に開かれたむつ市都市計画審議会において決定され、平成14年

12月1日に決定の告示がされております。見直しの内容ですが、むつ地区の市街地全体16カ所の用途変更でありました。

次に、第2点目の今後全体的な用途の見直しをする予定はあるかのご質問であります。前の工藤孝夫議員の質問にもお答えいたしました。今定例会で審議いただいております平成20年度むつ市一般会計予算の都市計画総務費の中に、都市計画基礎調査と都市計画マスタープランの見直しに係る費用を計上しております。平成20年度、平成21年度の2カ年をかけまして、これまで都市計画区域を指定していなかった地域も含めて、むつ市の全体的な都市計画の見直しをする予定であります。現在の都市計画法は、難解な法律ではございますが、時代の流れによる方向性としては、市民の声を積極的に取り込んで作成するという方向になっておりますことから、ワークショップなどを開催し、市民の意見が反映された都市計画マスタープランの見直し作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、都市計画の提案制度はいつできて、どのような制度なのかのご質問ですが、この提案制度は、平成14年7月の都市計画法の改正によりまして、平成15年1月1日に施行されたものであります。これは、住民の皆さんが主体的にまちづくりを進めたり、地域の活性化を図りやすくするため、土地の所有者やNPO法人等が一定の条件を満たしたうえで地方公共団体に都市計画の提案ができるというものであります。当市にとりましては、本年1月に提案された提案申請が初めてでありましたが、事前相談を受けたこともあり、それに対応すべく昨年条例等の諸整備を行ってきたところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、中心市街地活性化基本計画についてであります。ご質問は、計画策定からこれまでの取り

組み経過と今後の考え方を示せということでございます。まず、計画策定からこれまでの取り組み経過であります。市の中心市街地活性化基本計画は、平成13年10月に全国的にも数少ない田名部地区と大湊地区の2地区を中心市街地活性化区域として策定したものであります。基本計画では、主に市や県など、行政が中心となって実施する市街地整備改善のための事業と、主に商業者が中心となって実施する商業等の活性化のための事業の2つの事業を大きな柱とし、中心市街地の活性化を図るための基本施策について示したものであります。

この基本計画に基づき、平成16年3月には主に商業者が中心となって実施する商業等の活性化のための事業をより具体化し、さまざまな主体が参加するまちづくりを横断的かつ総合的に調整プロデュースするまちづくり機関を、むつ商工会議所TMOとして位置づけたTMO構想を認定したところであります。以来むつ商工会議所TMOでは、フラワーポット設置事業やイルミネーション事業、年末合同大売り出し事業などといった時節に合わせたソフト事業を中心に取り組んでおりまして、その効果が徐々にではあります。にぎわいという形であらわれておるものと考えております。

一方、行政が中心となって整備する市街地整備改善のための事業では、田名部地区においては平成18年4月供用開始となりましたむつ来さまい館を整備したところでありまして、供用開始に合わせ、指定管理者制度を導入し、むつ商工会議所が現在指定管理者として既存のむつ下北観光物産館及びイベント広場を含め、施設の管理運営に当たっております。自主事業に趣向を凝らし、利用者も当初の予想を上回るなど、施設整備の所期の目的に十二分に貢献いただいております。

大湊地区では、流雪溝の整備のほか、やすらぎ

の海浜公園整備としてのエコ・コースト事業や海浜道路の整備としてのみなと整備交付金事業を青森県が事業主体ではありますが、実施いたしております。

次に、今後の基本計画に対する考え方についてありますが、工藤孝夫議員のご質問の中でもご説明申し上げましたが、平成18年8月に中心市街地活性化法が改正となりました。これは、全国自治体の中心市街地の人口や販売額等の減少がとまらない実情を背景としたもので、国の中心市街地活性化に対する考え方も、それまでの商店街振興に偏りがちだった政策から、教育、医療、福祉などを含む公共公益施設の市街地への誘導やまちなか居住の推進など、全般的な都市機能の市街地への集中により、まち全体のにぎわいの回復を図るといった考え方へと変わってきております。これとあわせて、基本計画も届け出制から認定制へと変わり、国はこの認定を受けた自治体へ集中的に支援するとしたところであります。

今後は、改正法の趣旨に沿った新しいまちづくりの方向性を示す新基本計画の早期策定が望まれるところでありますが、国の認定を受けた自治体は、平成19年12月末現在24件でありまして、これを改正前の活性化法施行後同時期の192件と比較しますと、おのずと各自治体とも改正法に基づいた基本計画の策定に当たっては慎重姿勢で臨んでいるのがうかがえるところであり、各自治体ともそれぞれのまちづくりの現状分析や今後の方向性が国の考えるまちづくりに合致するか否か、各自治体の体力が低下している中で熟考を要するものが山積していると推察されるところであります。

本市においても同様、合併町村の状況を踏まえつつ、旧基本計画との整合性を図ることも必要となるでありましょうし、また国の認可を受けるためには、その実効性と効果の度合いや予定事業における応分の費用負担等についても具体性を求め

られることとなります。今後は、むつ商工会議所や各商工団体を初めとする広く市民の皆様方のご意見をちょうだいする場が必要であろうと考えております。

新基本計画策定に当たっては、拙速はせず、コンセンサスの形成に十分時間をかけ、じっくりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（馬場重利） 都市計画の見直しでありますけれども、新しいものは平成14年と言いましたか、これから平成20年、平成21年にかけて全般的な見直しをすると。今度平成20年度からは市民の声をより広く求めて、各団体、町内会等のご意見も踏まえながらワークショップもやってという、先ほど工藤孝夫議員との議論の中にもございましたけれども、そういう形でやるということで、これが今の新しいいわゆるまちづくりの主役は市民だということ踏まえれば、当然そういう形になるだろうと私は思います。

そこで、都市計画、用途地域、これらについて、市民の方でわからない人がかなりいるのではないかなと思うのです。例えば今までどういう形で見直されてきたのか、あるいは改正してきたのかということすらわからない。これが実態ではないかなと思うのです。

そこで、ちょっと角度を変えて私は聞きたいと思えます。税金のほうですけれども、固定資産税のほかに都市計画税というものがあるのです。この都市計画税の税率と、それから固定資産税の税率、これ違うと思えますけれども、同じ土地、建物にかかるわけですから、その都市計画税というのは、いわゆる都市計画を制定した都市で制定する税だと思えます。これは用途地域とどういう関連があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 馬場議員のご質問にお答えいたします。

まず、税率ですけれども、固定資産税は1.4%でございます。都市計画税は0.18%、合わせて1.58%いただいている方と、そうでない方と2通りございます。

それで、用途地域と都市計画税との関連ということでございますが、むつ市には用途地域が旧むつ市と旧大畑町と2つの区域にございます。それで、旧むつ市につきましては、用途地域は現在課税になっています。と申しますのは、むつ市は住居表示区域に課税しております。その中に用途地域が含まれておりますので、課税しております。旧大畑町につきましては、用途地域はございますが、合併前の区域ということで、旧大畑町では課税してございませんでしたので、そのまま合併協議会の規約といたしますが、定めをもって不均一課税を5年間いたしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（馬場重利） 用途地域に指定してある旧むつ市のみ都市計画税を徴収しているということでございますけれども、今の答弁で用途地域指定をしている地域の中でも、いわゆる町名を持った地域という話がありました。そうしますと用途地域指定、色塗りされているところでも徴収されていない地域もあるということになりますよね。いわゆる路線価といたしますか、評価額の査定でありますけれども、今度はいつの予定ですか。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 今回の査定ということでございますが、固定資産税と都市計画税は、3年に1度見直ししてございます。それで、前は平成18年でございますので、平成21年から見直しして評価いたします。

以上です。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（馬場重利） 今度は平成21年にやると。その査定に当たっては、用途地域の色塗りは関係しませんか。例えば第1種、2種、商業地域とかあると思いますけれども、それらの関連はどうですか。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） ただいまの用途地域の色塗りにつきましては、評価替えとは特別な関係にはございません。あくまでも住居表示区域に対して課税してございますので、用途区域等が変わっても、住居表示区域が変わらない限りは次の評価替えにつきましても同じ課税ということになります。

以上です。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（馬場重利） さっきも申し上げましたけれども、色塗りされている部分でも都市計画税の対象外の地域があるのですよね。いわゆる大字の部分で。それはご存じだと思うのですけれども。この辺をどう考えるかと。私は、税条例の見直しまで考えてもいいのではないかなという気がいたしますけれども。ちょっと時間があれですから、都市計画については、以上にしておきたいと思いません。

中心市街地活性化基本計画ですけれども、平成13年に策定された。いわゆる国が慌てて中心市街地の空洞化が目立ってきた。これは、先ほどの工藤議員の議論にもありました。1990年ごろからですから、まだ20年たっていないのですけれども、にわかに大型店の進出がありまして、結果中心市街地の空洞化が進み、シャッター通りと化した。これでいわゆる2000年ですか、大店法が廃止されて大店立地法になって、そのとき、平成11年からいわゆるまちづくり三法というものができ

た、こういう流れになっているわけです。

むつ市では、平成13年につくったということがあります。実は平成10年12月に国が中心市街地活性化法を制定するという動きに合わせて、全国的に中心市街地活性化に乗りおくれまいとして基本計画を策定し出してきたところでありましたけれども、平成10年12月に前市長である杉山市長に私は質問いたしました。この中心市街地活性化法は、国の13省庁が関連してつくられたものなのです。非常に大きな意義を持つものであったのであります。市ではどうするのかという質問を私がしましたら、市では今盛んにやっている。さきの議論にもありましたけれども、たしか議会も各常任委員長が入って、それからワークショップをもちろんやって、そして市役所の中の20課にわたる課長クラスが全部出て、そしてつくったのがいわゆる現在ある、もうつくってから7年目に入るわけです。その中心市街地の活性化の計画に基づいて、今までの取り組み、市長の答弁にもありました、これから見直しに入りますということでございますけれども、具体的にいつからその作業に入りますか、教えてください。

○議長（村中徹也） 商工観光課長。

○経済部商工観光課長（中嶋達朗） お答えいたします。

いつから入るかということですが、その前に、これまでの経緯、今までお話しいただきましたけれども、今現在私どもの計画は、先ほどからお話があるように、大湊地区と田名部地区ということでつくりました。これは、平成13年の話なわけです。それは、いわゆる旧むつ市の地区を想定したものでありまして、その後平成17年3月に市町村の合併がありました。それから、この計画を策定する場合には、必ず上位計画ということで、いわゆるむつ市長期総合計画、あるいはそのほかの先ほどお話ししたマスタープランとか、そ

ういうものをいろいろ加味したものをつくらないと、それぞればらばらでは困るわけですし、その計画というのが昨年の9月にむつ市長期総合計画というのでできました。それで、恐らくこれからつくるものは、それら今までのものを踏み台として、全く新しいものをつくらなければいけないと考えております。

時期的なことを今お話しになったのですが、新しいやつは、前の計画と違いまして、前の計画と言え変ですけども、実効性を伴ったものをつくりなさいと。ペーパーのものではいけないよということですし、かなり細かい数値が求められます。例えば先ほど24カ所というふうに市長から答弁ありましたけれども、青森県では青森市と三沢市、それから岩手県の久慈市が今の新しい国の策定によって認定されたわけです。細かいことを言いますと、どこが中心市街地でどうのこうのということは別にしまして、例えば本町通りであれば、今まで100人だったものが300人の歩行者がいなるといけない、あるいは車は何台ないといけない、いわゆるこれまでの反省を踏まえて、今までの計画というのは一応つくるのですけれども、その後の柔軟な見直しというのがなかなかされない。その後も、その結果もなかなか問われないということがありましたので、今度はそういう数値的なものでとらえられるものです。実際に仕事を進めていく場合に、市のほうで例えば計画をつくります。そうすると、これまではTMOということで、いわゆる商工会議所、むつ市の場合はむつ商工会議所に間に入らせていただきまして、やっていくわけなのですけれども、今度は全くそれ以外の民間の人も入れなさいということで、まちづくり会社のようなものをつくりなさいということなのです。それをやった場合に、例えばほかのところを例にとりますと、出捐金であるとか資本金、補助金であるとかというものを双方で出し合いなさい

と。あるいは、これまでと全く違うのは、その中に地権者の方も入れなさいというふうに結構広い、なおかつ具体的なものを望まれているわけです。そうでないと認定しませんよということになっているのが今の新しい形ですので、そういう基盤がそろわないと、なかなかすぐ計画というものを立ち上げることができないかなと考えております。ですから、いつどうのこうのということは、ちょっとまだ不透明な状態ということで、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（馬場重利） 当時できた基本計画そのものは、まさに今課長が答弁したように、絵にかいたもちだったわけですね。私が平成10年12月に質問したときに、杉山前市長が、合併したむつ市であるから、旧町村も入れてつくることのできるということで、これは田名部地区と大湊地区と両方ありますけれども。それでは、真ん中の中央地区をどうしようかという、そこにも触れまして、真ん中に今幸い図書館を建てるために、今もう始まっているからちょうどいいのではないかみたいな話をしたことがありましたけれども、この基本計画そのものがもう既に余りにも大き過ぎていいですか、手をつけられないと。

今青森市もそうですけれども、もっとコンパクトにしよう、いわゆるコンパクトシティづくりをしましょうと。そうなることによって、今の認定を受けやすいのではないかとことだろうと思いますけれども。平成13年につくった基本計画ですから、もうこれは具体的に何か役所が、例えば私は平成12年12月にもこのことにつきまして質問していますけれども、そのときはTMOのことを話したのです。市がもっと関与しろと。そういうことで話をしましたら、いや、市は関与できないと。金出せと言われたら困るとというのが中にはあったのかもしれませんが。これは、こう

いう制度がありますよと。いわゆる市がタッチできるものと民間が自ら立ち上がるものがあるもので、いわゆる民間を喚起させるがための市のやり方というのはあったはずなのです。私は今まで何も手をつけていなかったのではないかなと思ってしょうがないのです。

ですから、今課長が、いつとは言わないけれども、これやらなければいけないだろうという、かなり消極的な話をしましたけれども、市長、いかがですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 壇上でもご答弁申し上げましたように、その実効性、効果の度合いと、その予定事業における応分の費用負担というふうなこと、さまざまな部分が求められているところでもありますので、これはしっかりとその部分で商工会議所、それから各商工団体とよく協議をして、先に走るのではなくて、よく意見を聞いて、そしてコンセンサスを求め取り組んでいく必要があると、こういうふうと考えております。しかしながら、非常に重要な部分でのご提言ということをししっかりと受けとめさせていただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（馬場重利） なかなか話すことは簡単でできますけれども、実際に手をつけようとすれば、どこから手をつけたらいいのかわからないような、そんな感じだろうと思います。

今の地域にあっては、どの部分を、さっき市長の議論の中にもありましたけれども、いわゆる今ある旧田名部駅前通りの来さまい館そのものは、いわゆる中心市街地の拠点となるべく施設だよということで建てたのです。ですから、もっと民間に立ち上がってもらえるような方策をやっぱりとるべきだし、導いていくべきだし、そういう形でひとつお願いをしたいと思います。

次に、提案制度に入りたいと思いますけれども、先ほども工藤議員の議論の中にもございました、いわゆる柳町3丁目、東部地区の開発にかかわる問題がありまして、2月8日号の市政だよりに突然としていわゆる用途地域の都市計画のパンフレットが入りまして、あれを見た市民の方々は、ああ、こうなるのだなと、こうなったのだなと、こう見たわけです。突然でありますから、びっくりしたわけで、それが今の騒ぎになっているのだらうと私は思うのですけれども、発端は。

そこで、私はこの提案制度について質問いたしますけれども、この提案を受けて市は、この提案はどうなのだろうということで評価をし、検討しなければいけないということで、評価検討委員会、昨年の10月10日に制定しているのですけれども、これを見ますと、建設部なのです。この評価検討委員会の委員が建設部の各課長が評価検討委員会の委員になっているわけです。これ昨年の10月10日に制定したことになっていますけれども、これはどういうふうにして決まったのですか。教えてください。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） ただいま検討委員会についてのお尋ねでございますが、私からお答えさせていただきます。

まず、検討委員会はいつできて、委員はどのように選定されたのかというふうなご質問もありましたので、むつ市都市計画提案評価委員会運営要領は、昨年の10月10日に制定されたものでありますけれども、それに基づいて組織したものでございます。

提案されたものに対する役所内の評価検討委員会でございますして、都市計画の決定及び変更をする必要があるかどうかを評価、判断することを所掌事務としている検討委員会でございます。

委員の選任につきましては、先ほど申し上げま

したように、庁内の内部の検討委員会でございますので、青森市の例などを参考にいたしまして、それと同様に私建設部長が議長を務め、そして都市計画を進めておりました大畑庁舎建設課長も入れまして、建設部内の5課の各課長を委員としておったものでございます。

なお、必要な場合には、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができるというふうに定めておりますので、今回は委員会には特に経済部の商工観光課長の出席もお願いしまして、さまざまな角度から検討して、このような今の動きになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（馬場重利） 庁内でたくさんなのだとおっしゃるの答弁でございましたけれども、この提案そのものが、いわゆる昔の小売屋さんが100軒以上も並ぶ商店街ができると同じなのです、売り場面積を計算すれば、それを評価検討するのに建設部だけで間に合うということ自体私はおかしいと思うのです。いわゆる中心市街地活性化の基本計画を作成するに当たっては、20課の課長クラスがみんな集まって、そして市内の各団体集まってもらってやった、それに私は匹敵することだと思います。庁内で受けて、法律的に別に間違いはないからいいのではないかというような代物では私はないと思うのです。

さっき工藤議員の議論の中にもありましたけれども、私は議事録を持っていますけれども、確かに商工観光課長をオブザーバーに入れたと、こうなっていますけれども、私はもっと関連した課がいっぱいあると思います。しかし、これでいいのかどうかということには私は非常に疑問を感じているし、これからのこともありますので、ちょっと聞きますけれども、この話が提案されたのは、提案というか事前相談ですね、昨年の7月だとい

うのです。7月に事前相談を受けて、その後は県当局に行って相談したと。調整を図ってきたと。調整する相手も相談する相手も、私は相手を間違っているのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 相談する相手もちょっとまずいのではないかというふうなお話でございますけれども、一応提案についての協議があったのは議員ご指摘のとおり、昨年7月上旬でございまして、それからいろいろと提案者とも協議を進めてまいりました。そして、その内容等につきまして問題ないかどうかということで県とも協議し、指導を仰いできたところでございます。そして、内部的に検討して問題なければ、あるいは今回は一部採用ということで、むつ市の原案を作成したわけでございますけれども、それに基づいて今後は住民の多くから意見を聞くということで、まずその内容がどうであったか、住民に理解していただくために説明会も開いております。その中でもたくさんの意見が出ましたので、それらを整理いたしまして、さらに今後予定されております公聴会等の意見も整理いたしまして、最終的に市の都市計画審議会にそれらの問題点も全部出しまして、適正な判断を仰ぎたいという考えで今行動しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（馬場重利） このまちづくりそのもの、これはあくまでも市民が主体であるし、自治事務も市にあるのでしょうか、県ではないでしょうか。前は県でしたけれども、今は市にあるはずなのです。私が言っているのは、例えば商工会議所とか、その地域の方々とか。私がさっきから言っている、相談する相手が違うのではないかというのはそこなのです。この都市計画提案制度の手續に関する

要領の中の第6条の4番に、土地所有者等及び周辺住民等並びに特に調整を要するものに対する説明及び調整が整い、おおむね賛同が得られていることということになっているわけですが、これはほとんど、いわゆる提案者がまとめて持つてこいと、こういうことになっているわけですね。それを受けて、商工会議所のほうは、ちょっと反対の意見ありますけれども、おおむね賛成ですということで提案されてきた。私は改めてお聞きしますけれども、この提案制度の精神、目的というのは何ですか。

○議長（村中徹也） 都市計画課長。

○建設部都市計画課長（山本伸一） 今の提案制度につきましては、平成15年1月1日に施行されているということで、あくまでも今市民、住民からの提案というのに対して重きを置いているということになっております。したがって、都市計画の運用につきましても、市民からの意見をどんどん聞いて、それに対応しなさいというのがこの提案制度の趣旨でございます。それに応じたやり方をするということになっています。むつ市では、これまでもいろいろ提案、ご相談がありまして、そのご相談に応じて必要であれば都市計画の変更をしてきたということもまた事実でございます。提案制度ができる前もそのように取り扱ってきております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（馬場重利） 今までは平成15年にできたわけですが、それ以前はいわゆる行政がこれでどうだろうかと提案したのに対して住民は受け身になって意見を述べると、こういう形であったわけです。けれども、まちづくりは市民が主体なのだよという精神のもとで、地域住民がこういうまちづくりをしていただきたい、私どものこの地域はこういうふうにしてもらいたいという、

そういう提案ができるということ、これまず第1の精神だと、私はそう理解しているわけです。ですから、私が申し上げるのは、大型店を建てるために、あるいは5階建ての高層アパートを建てたい、だけれども、この都市計画では建てられないから、この部分を直してくださいという。これは提案ではないと私は思うのですけれども、いかがですか。

○議長（村中徹也） 都市計画課長。

○建設部都市計画課長（山本伸一） あくまでも提案制度に対する提案要件というのがございまして、5,000平米以上の土地に対する、そのエリアの5,000平米以上の土地の所有者、または債権を持っている方々等のその3分の2以上の同意があれば、そういう提案ができるということが趣旨になってございますので、それに準じたということになります。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（馬場重利） いわゆるこの地域住民がこういう場所が確保できたから、ここに公園をつくってくださいとか、あるいは住みよい閑静な住宅地として環境を整備していただきたいとか、そういうことが主ではないのかなと私は思っているのですが、その中にはもちろん商業街区も入るだろうとは思いますが、あくまでもそういう趣旨でつくられたものではないのかなと、私はそう思っているわけです。ただ提案制度ができて初めてですよね、このむつ市は。だから、恐らく担当課も、法律的にぱぱっと物を進めようとした、その嫌いはあるのです。騒がれて今のような状態になったけれども、当初は3月5日から一般縦覧して6日に説明会、説明会は終わりましたけれども、今月、定例会が終わったら審議会を開催して、来月にも決めたいと。こういう流れであったのが、方向転換はしていませんけれども、修正をしたということだろうと思います。

もちろんこの地元の方々を試してみれば、非常にありがたい、便利になるなと思うのです。よく高齢者の方々が歩いて買い物できる場所ができる。高齢者の方々が歩いて買い物できる場所であれば、そんなに大きくなくても3,000平米以下だと店舗つくれるわけですから、何も都市計画の変更でしなくてもいいわけです。ただ問題は、今そういうモールのな非常に大きな商店街区をつくるのだと、こういう申請でありますから、さっき工藤議員も言いましたけれども、しからば中心市街地の基本計画とどう整合するのだと。平成13年につくった基本計画のいわゆる中心市街地の区域が示されているわけです。これから大きく外れてしまっているわけです。そこに、今これが、できるかできないかわからないのは答弁できないと市長は言ったけれども、できたとすれば、もう全くこれ、さっき私は絵にかいたもちだと言ったけれども、全然度外視されてしまった形になってしまっているわけです。これがあしき前例にならなければいいなという心配するから私は言っているのであって、域外資本だからだめだと言っているのではないのです。事前相談のときに、できれば、いや、何とか地元の商店街が、ちょっともう大変であるから、駅前通りに来てくれないかと、こういう計画は中心市街地のほうに誘致する、逆に。何とかこっちのほうに来てもらいたいという、そういうところまで気を回すのが私は役所ではないのかなと、立派なものをつくっているわけですから。そういうことを実は期待をしたわけですが、それがないままに今まで来た。

確かにいろいろ全国的な問題が出ておりました、いわゆる大型チェーン店の進出がいっぱいあちこちに出てきているわけです。青森市もかなり問題になっていますけれども、今は、ですから国内では、自治体によっては受け入れを完全に拒否するという条例までつくっているところもあるわ

けです。そこまでしなくても、何とか仲よくできれば非常にいいわけです。

先ほど市長がちょっと話を出しましたけれども、なかなか地域に溶け込んでくれない、商店会にも入ってもらえないし、町内会にも入ってもらえないし、いわゆる催し物、各団体がやってもなかなか協力してもらえないし、市長が今これから目標としている、いわゆるきずなというものがとれなくなる。それがここだけではなく、よそにもいっぱい見られているわけです。ですから、なるべくだったら、そういうことのないようにしてもらえないかなと、こういうことで今質問しているわけですが、余計な話かもしれませんが。

さっき市長が酒屋さんの例をとりましたけれども、かく言う私も量販店とかスーパーなどの進出によってとても太刀打ちできなくて町なかから出ました。そういう体験も持っているものですから、これは皆同じとは思いますが、法律そのものは、いわゆる既存のその地域のお店を守ることではないはずなのですけれども、やっぱりそういう昔からのきずなを大切にするという精神からいけば、もう少し受ける側としてはもっと対応の仕方があったのではないのかなというふうに思うわけがあります。

いっぱい言いたいことはありますが、時間がありませんので、黒石市で来月4月いっぱい閉店するジャスコ、あれも大型店ですよ。5月には今度離れた平川市に、4キロぐらいしか離れていないそうですけれども、そこにオープンすると。えてしていわゆる大型チェーン店というのは、そういう傾向にあるのです。もうかっているうちはいいのだけれども、成績が下がってくれば、もうすぐさらばして去ってしまうという。そこには、いわゆる廃屋しか残らない焼き畑商業という言葉を使っていますが、そういう形になっている。来年から全体的な都市計画の見直しするわけ

ですから、その中にぜひ取り込んで、中心市街地の計画もこれからやるというのですから、ならば今その提案のあった地域をも含めて見直しを、いわゆる都市計画そのものの見直しを検討していくという形にできませんか、市長。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今後の動きのことだと思えますけれども、まず今の提案制度の中で提案をされた部分、これにつきましては、さまざまな団体から非常に反響が強うございましたので、さらにまたその団体の立場、それから消費者の立場、市民の皆さんというふうなご意見に耳を傾けて、これは慎重を期すべきであるという判断をいたして公聴会の開催だとか、そういうことを私から指示をしたところであります。

この都市計画の変更につきましては、今馬場議員からさまざまな、非常に大きな視点からお話もされました。また、双方の立場、消費者の立場、また提案者の立場も加味したお話をご意見として承りました。そういうことで、さまざまな部分で影響が大きく出てくるものと、こういうふうなことでございますので、今後一層慎重に対応していくと、対処していくという考え方でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

さらに、これは商店街の方々、先ほどもちょっとお話をいたしましたけれども、地域デモクラシーという、崩壊の危機というふうな部分でもありますし、また一方では消費者のニーズということもあります。それらを総合的に勘案していかなければいけない、こういう立場でございますので、行政としては片一方にということではなく、しっかりと法令にのっとり、法令違反のないような形で慎重に、さらに多くのご意見をお聞きしていく場面をつくっていかなければいけないと、こういうふうにご考えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（馬場重利） 1つ、このまちづくりについては、いわゆる市長がどういう方向でまちづくりを考えていくのかということが一番大事なわけです。そしてさらには市民に対する説明、わかしてもらおう、周知してもらおうということが一番大事だと。この間みたいに2月8日の市政だよりにぼんと折り込んで、それで済むというものではないわけですから、こういう形で理由づけされていないものが出ているわけですから、ひとつそういうことを留意されて進めていただきたいということを要望して質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（村中徹也） これで、馬場重利議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時06分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山崎隆一議員

○議長（村中徹也） 次は、山崎隆一議員の登壇を求めます。27番山崎隆一議員。

（27番 山崎隆一議員登壇）

○27番（山崎隆一） むつ市政クラブ代表の山崎です。むつ市議会第195回定例会に当たり、通告の順に一般質問をいたします。

私は、昨年9月30日の合併後初めてのむつ市議会議員選挙において、脇野沢地区選出議員の一人として初めてこの壇上より一般質問ができますことは、身の引き締まる思いであり、また議員としての経験は全くなく、住民の声をどのように市政に反映できるか、一抹の不安もありますが、先輩議

員諸氏のご指導とご協力を得、地区住民はもとより、むつ市政の活性化と発展のため鋭意努力し、全力を尽くしたいと心新たにしております。

さて、光陰矢のごとし、平成の大合併として旧むつ市、旧大畑町、旧川内町、旧脇野沢村が対等合併して、はや3年、この間地区住民の暮らしはどうであったろうか。合併を国の施策として推進した旧脇野沢村の責任者として、住民の不安や不満を耳にするたびに胸の痛む思いを日々過ごしてきた3年であります。杉山前市長との合併時の確約も、杉山前市長の急死という予期しない事態となり、実行されぬことが多々あるところでありますが、新市長の宮下市長は公約に市民の声を市政にとのことで、各地の住民との対話を重視していることは、市の中心部から距離的に離れている脇野沢地区住民にとっては、市長の考えを直接聞く機会と評価するものであり、今後も継続し、要望等はただ聞き流すことなく速やかに実行されることを願うものであります。

それにつけてもむつ市の財政は、予想以上に緊迫していることを危惧するものでありますが、一方市民からは、何よりも財政悪化による市民生活への影響を懸念する声が多くあることを真摯に受けなければなりません。今後の市政運営に当たっての宮下市長の手腕が問われるところでありますが、新生むつ市の船出であります。市長の勇気ある決断と改革を実行していただきたい。時代に合わない慣例、慣習を見直しし、議会と歩調を合わせながら、豊富な経験を生かし、むつ市政発展へご尽力されることを心底から願うものであります。

私は、議員としての経験は未経験ではありますが、それなりの時代を過ごしてきた身であります。是は是、非は非としても、地区住民のため、市政発展には惜しみなく協力をすべきと思っておりますことを申し述べて質問に移らせていただきたいと思います。

思います。

まず第1点目の核燃料サイクル交付金の動向についてであります。12月定例会から3月の定例会において、数多くの議員の皆様方から財政問題についていろいろな角度から質問が出されているわけであります。3年前の合併時では、中間貯蔵の交付金が増えても大変財政が厳しいので、四、五年は合併特例債も使わないという話であったと記憶しておりますが、しかしどうですか、合併した途端に東京電力等より寄附を受け、旧アークスプラザを買いました。そのことはよしとしても、今度はそれに多額の合併特例債を使って改修するというので、合併時の約束と違うと私は思うところあります。

そこで、いろいろな事業を行うためには、補助率が一番よい合併して使える合併特例債、または過疎債を利用することは一番有利な起債でありますので、それを利用するのは当然のことですが、そこでむつ市にとっては、この原子力にかかわる交付金というのは、我々には予想もできない金額が入るわけあります。

そこで、3月3日の新聞、テレビ等で核燃料サイクル交付金の問題解決へ前進と報道されました。市長は、地元市町村50%は譲らないという立場であったと思っておりますが、最終的に県が示す地元33.3%を容認したとの報道であります。そこは、知事の地元振興にも配慮するというので英断をしたことだと理解をしておるところであります。一日も早く計画を立て、いろいろな事業を呼び、経費に使って市民の要望に対応していただきたいことをお願い申し上げます。

また、昨日大間原子力発電所の着工のめどもつき、そしてまたむつ市の中間貯蔵にかかわる施設の安全祈願祭も行われたようで、原子力施設にかかわる一連の動きが目に見えてきたように思われますので、さらなる要望等においても頑張ってい

たきたいと思うことを希望いたします。このことについて、3月3日がちょうど一般質問通告の締め切り日であったものですから、私も視点を変えてきょう質問をさせていただきました。もし市長のコメントがあれば、お答え願えれば幸いに思っております。

次に、本庁と分庁舎との組織体制についてであります。先般、千賀議員からも職員の適正配置の質問の中での市長の答弁を聞きました。そこで、私が理解しております職員の階級では、本庁の部長級と分庁舎の所長は同格だと認識しておりますが、その点についてまずお伺いいたしたいと思っております。もしそのとおりであったならば、分庁舎で一つの事業実行する場合、1から10までその担当部長の承認を得なければならない、そういうことのないようにもう少し現場の最高責任者としての所長でありますので、任せるところは任せるといようにして事業を施行するべきと思っておりますが、市長の考えをお伺いいたしたいと思っております。

次に、職員の適正配置について。人事権について言うつもりはありませんが、財政が大変厳しいときだからこそ、異動も少人数で済ませるという声も必要であるのではないかと思うところあります。人事異動は、当然適材適所で行うと思っておりますが、その中で人事交流も必要であります。そういう中で、これは杉山前市長の人事異動でありますけれども、私から見ると、やはりこの配置については問題があると思っております。市長も今回初めての人事異動をするわけありますから、その辺についてのお考えをお伺いいたしたいと思っております。

次に、水産振興についてでありますけれども、実は昨年10月、水産庁が2007年度から2011年度までの5カ年計画でマダラ陸奥湾産卵群資源回復に取り組む計画を打ち出しました。具体的には、12月から2月までの間、脇野沢村漁業協同組合な

ど湾内6漁協に知事の許可分のタラ底建網の数を減らしたり、産卵後の親魚の再放流に取り組むということではありますが、私としてはその取り組みだけでは到底回復はできない、このように思っております。

若干歴史を申し上げますと、昭和8年ごろは1軒で8万匹もとった人もおりました。そして、昭和17年、18年には水揚げが約4,000トン、1日で15万匹も揚がった記録があります。近年では、昭和61年から63年ごろは700トンから1,200トン前後、平成元年には1,300トンが近年の最高の水揚げであります。その後毎年減って、昨年また、そしてことしは約9トン前後の量であります。私も平成3年から平成16年まで、稚魚放流事業を行ってきました。そこで資源回復のため、今後漁協と協力をして、水産庁、また県あるいはむつ小川原財団、さらにはこの下北、原発を抱えている町村では多額の漁業振興資金をもらっております。そういう中で、むつ市においても原燃関係にも要望してはどうか、このように私が思っているわけがありますから、市長の見解をお願いいたしたいと思っております。

次に、日本赤十字共同募金による募集事務についてであります。一般に共同募金というのは、個人の気持ちで募金するのが普通であろうと思えます。そこで、各家庭に出向いて募金をお願いするわけではありますが、現在当脇野沢分区では、婦人会が各家庭に回って募金をしてもらっております。その中で、前もって氏名と金額が入っているので、その金額より少なく募金を出すと、実はあなたの家ではこれくらいですよとってもらってきているのが実態であります。

年金世帯や生活保護世帯が多くなっている今日であります。毎月の町内会費、あるいは神社の会費、お寺の会費等の出費が多いため、半強制的な募金ではないのかという声も出てきております。

市長もむつ市地区長という立場であると思いますが、むつ市の状況と当脇野沢の実態について把握しているのか、その辺をひとつ伺いたいと思います。

最後に、私の公約の一つでもありますサル被害対策の保護管理についてであります。下北半島に生息しているサルは、昭和45年11月に下北半島のサル及びサル生息北限地として市の指定を、下北半島のサル、当時下北8市町村と地域の指定はサル北限地の旧脇野沢村と佐井村の一部地域1,175ヘクタールが国の天然記念物に指定され、保護する一方で、頭数が年々増加し、農作物被害を慢性化し、人家侵入被害、人的被害など繰り返し発生しているところであります。

平成20年1月の新聞報道等によれば、NPO法人が下北半島のサル生息数等を明らかにする一斉調査の中間報告では、43群、1,600頭と、その後の調査では44群、1,632頭プラスアルファで約1,700頭とこれまでの調査に比べると群の数、生息数とも2倍に増加していることが明らかになっているところであります。

また、脇野沢地区では、人的被害、人家侵入被害等が例年以上に増加し、平成16年度に第1次特定鳥獣保護管理計画に基づき保護申請した24頭のうち13頭を捕獲いたしました。平成19年度はこれを上回る16頭を捕獲したとお聞きし、大変驚いているところであります。私は、市民が安全安心した暮らしができるまちであるため早急な対策を講じなければならないのではないのでしょうか。

青森県では、4月1日から施行される第2次特定鳥獣保護管理計画では、第1次計画で実施しなかった、できなかった個体数調整ができる新たな被害対策を講ずると伺っているところであります。また、国では野生鳥獣による農作物の被害は、全国的に深刻化、拡大している状況にあることから、市町村の取り組みを積極的に支援するとした

特別措置法が制定されたところでもあります。私は、本市がこの法律を積極的に活用し、被害防止対策を強化すべきではないかと思っているところでもあります。

サルは、天然記念物に指定された当時、指定所在地が下北8市町村にまたがっているため、管理団体が指定されなかったことから、現在人的被害、人家侵入被害、農作物被害が発生しても所有者がいないことから無主物扱いになっているところでもあります。被害を受けた市民は、ただ泣き寝入りしている状況にあります。宮下市長は、人的被害が発生した際に、お見舞いを申し上げていることも知っておりますし、また教育長、教育部長もお見舞いに出向いていることも承知しているところでもあります。また市長は、農作物被害を受けた農家の方々の苦しみも一番わかっている市長だと思っていますところでもあります。

そこで、次の4点について質問をいたします。1点目が、国が制定した鳥獣被害防止特別措置法及び鳥獣害防止総合対策事業についてであります。この特別措置法は、市町村または複数の市町村レベルにおいて、鳥獣害防止計画を策定し、その防止計画が採択された場合には、鳥獣害防止総合対策事業が実施できると伺っているところです。私は、積極的に取り組むべきと考えますが、むつ市で取り組む予定があるのかお伺いいたします。

2点目は、一斉調査で1,700頭が生息していると報道されていますが、むつ市管内の生息状況と群れの動向についてお伺いいたします。

3点目は、去る3月14日の佐々木隆徳議員の一般質問の答弁では納得できませんので、私なりにサルによる農作物被害、人的被害、人家侵入被害等の状況と被害補償についてお伺いいたします。

先ほど述べたように、昭和45年11月に天然記念物に指定され、下北半島のサルは管理団体がいな

いことから、無主物扱いになっているところです。平成19年度予算、平成20年度予算にも農作物被害補償が計上されていない。このことは、私としては納得いかないところでもあります。市長は、むつ市の農林畜産は地域の誇り、地域ブランド化して販売促進する「むつ市のうまいは日本一」とスローガンを掲げ、販売促進しているところでもあります。積極的な対応を私も応援していきたいと思っていますところでもあります。

しかし、農作物被害で耕作意欲をなくしている農家の方々が非常に多く、耕作地を放棄しているところが多くなってきているのが事実であります。多くの市民がサルの被害に苦悩しながら汗を流し、一生懸命畑を耕し、幾らかでも換金作物として出荷もしたい、また息子、娘、孫たちに食べさせようと育ててきたものを食べごろになるとサルに食べられる。このやり切れない気持ちを市長初め幹部の職員はわかっていないのではないかと考えているところでもあります。本当にわかっているのであれば、畑を耕す耕運機代、肥料代等を経費として支払いしなければならないわけでありませぬ。私は、担当課での被害軽減のための努力をしていることは理解はするものの、農家の方々の苦勞を思えば、少なくとも農作物被害の全額とまではいかないにしても補償してくれたらと思っていますところでもあります。補償する考えはあるのか、市長の英断を期待するところでもあります。

また、天然記念物に指定した文化庁等に対し、農作物被害、人的被害補償を青森県あるいは青森県を通じて働きかけるべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

最後に、4点目は新年度の被害防止対策とモンキーダッグ導入及び仮称野生動物対策室設置についてであります。3月14日の佐々木隆徳議員への答弁がありましたけれども、私なりに質問いたします。お答えいただきたいと思っております。

私は、合併時に被害対策室か自然保護課を脇野沢庁舎に設置するよう強くお願いした経緯がありますが、旧むつ市幹部に反対され、実現されませんでした。宮下市長は、就任後、平成19年10月15日記者会見した内容が新聞等の報道で大きく取り上げられ、サル、クマなどの野生動物の保護と被害対策を担う対策室を平成20年度から設置すると報道され、私は大いに期待しているところであります。

また、平成20年2月6日に開催されたおでかけ市長室で、サル被害対策に関連し、新年度から野生動物鳥獣対策の専門家を配置するほか、サルを山に追い上げるモンキーダッグ導入を前向きに検討していると報道されたところで、市長は3月14日の佐々木隆徳議員の質問に対し、市長部局の経済部内に対策室を設置すると答弁いたしましたが、要望してまいりました脇野沢地区が拠点になると答弁されませんでした。やませか西風かわかりませんが、風の便りでは、課内室として設置するのではないかという便りが届いているところでもあります。市長のこれまでの記者会見の内容とはかなりトーンダウンになるのではないのでしょうか。

私は、3月14日の答弁内容を理解すると、経済部内に新設し、独立した鳥獣対策室と理解いたします。私は、サルなどの鳥獣被害対策を積極的に対応するための独立した対策室を脇野沢地区に設置し、瞬時に対応できる組織体制づくりをし、全国どこにも負けない対策室を設置すべきと考えますが、新設する対策室は脇野沢地区に設置するのか、何人体制で対応するのか、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

また、モンキーダッグの導入を検討しているようですが、概要等を説明していただければ幸いです。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

す。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、財政問題についてのご質問の第1点目、核燃料サイクル交付金の動向についてであります。この核燃料サイクル交付金につきましては、平成18年10月6日に交付規則が制定され、県が策定する地域振興計画に基づき交付金が県に交付され、県から関係市町村に交付されることとなったところであります。このことから、その配分割合が問題となり、昨年の10月17日には私を含む立地の市町村長と隣接の市町村長、さらには地元選出の県議会議員の皆様にもご出席いただいて、地元への配分割合を県が主張する3分の1から2分の1とするよう三村青森県知事あての要望書を提出いたしましたわけでありまして、

対応いただいた蝦名副知事からは、全県の視野に立つべきものであり、配分割合の変更には応じられない旨の回答があったものであります。その後この問題を打開するため、立地の市町村長で協議を続けてまいりましたが、急遽県知事の日程調整が付き、去る3月3日、関係するすべての立地及び周辺市町村長連名のもとに要望書を知事へ提出いたしましたところであります。

今回の要望では、配分割合には触れず、青森県が実施する全県の事業において、私ども核燃政策に協力している地元への配慮について特に強調いたしましたところであり、対応いただいた三村青森県知事からは、全県的な地域振興に資する事業を基本としながら、原子力政策推進に苦勞している、所在及び周辺市町村の地域振興にも配慮し、具体的な検討を進めたいとの回答をいただいたところであります。私は、この知事直接の言葉は重みがあると受けとめており、地元への配慮がなされる

ものと期待しているところであります。この間の一連の経過に関しましては、地元選出の県議会議員の方々に側面からご支援、ご協力を賜りましたし、議員各位初め市民の皆様にご心配をおかけいたしましたことに改めてお礼と感謝を申し上げたいと存じます。

今後具体的な手順に沿って進められていくわけですが、配分枠と別枠で地元配慮していくとされた県事業の実施につきましては、県と十分な協議調整を図ってまいりたいと考えておりますので、山崎議員初め議員各位の皆様におかれましても、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご質問の要旨の2点目についてお答えいたします。本庁と分庁舎との組織体制についてのご質問ですが、議員もご承知のとおり、現在の組織機構は、公営企業局水道事業所として川内庁舎と大畑庁舎に設置しております水道課を別にすれば、本庁の各部及び教育委員会と対応する管理課、地域振興課、市民生活課、健康福祉課、産業振興課、建設課、教育課の7課を各分庁舎に設置しております。議員ご指摘の分庁舎の所長にもっと権限を、ひいては決裁権を付与してはどうかとの趣旨ではありますが、確かに分庁舎所長の権限については、あいまいな位置づけであることは疑問の余地の残る部分ではあります。しかしながら、現行の本庁舎及び分庁舎の事務分掌に係る決裁については、専決代決規程に基づき適切に行われておりますし、分庁舎の一例を挙げますと、公の施設の指定管理者の指定に係る伺書は、施設の所在する分庁舎の担当課、担当職員が起案し、各分庁舎所長の確認及び本庁舎各部、各課との相互調整も経たうえで所要の手続を行い、定例会へ提案しております。したがって、分庁舎の事務分掌に関連した条例の改正や分庁舎から要望のあった新規事業等についても、分庁舎所長の意向は相応に反

映されているものと認識しております。無論議員のご指摘した分庁舎所長の職制や権限等については、今後の検討課題として改めて再検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の要旨の第3点目についてお答えいたします。団塊世代の大量退職に伴う退職者の一部不補充、さらには国・県の掲げる集中改革プランに基づく定員適正化計画による職員数の減少等、自治体独自の適正配置以前に定員そのものが抑制されている状況下にあることは議員もご承知のことと思います。したがって、こうした地方公務員を取り巻く厳しい背景の中で職員の適正配置を行わなければならないことは、市民ニーズの多様化している昨今の行政運営にとっては、まさに逆風が吹いていると言っても過言ではありません。

また、合併後段階的に実施してきた庁舎間の人事交流については、少数精鋭を余儀なくされる中で、むつ市職員だれもが各地区の地域事情や住民理解を深めるべく、さらには将来的な行政運営の糧にするためにも推進してきた経緯があります。確かに庁舎間の人事交流は、地域住民にとって顔なじみでない職員が各庁舎の窓口にいることに対する住民の戸惑いがあるといったご指摘も否定はいたしませんし、そうした市民の声があることも認識しております。しかしながら、合併後の一体感の醸成といった長期的な観点からも、あるいは人材育成という観点からも、庁舎間の人事交流については地域の特性を生かしながらも適正な職員配置に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、マダラ資源回復への取り組みについてのご質問にお答えいたします。まず、脇野沢村漁業協同組合におけるマダラの漁獲量は、平成元年度の1,300トンピークに年々減少傾向をたどり、

近年では10トン前後にまで激減し、漁業経営のみならず、地域経済にも大きな打撃を与えているところでもあります。このためマダラ資源の回復は、地元漁業者はもちろんのこと、地域住民の大きな悲願となっていることから、水産庁では平成18年度にマダラ陸奥湾産卵群資源回復計画を策定し、平成19年3月に公表したところでもあります。

その内容は、平成19年度から当面5年間、マダラ陸奥湾産卵群の資源回復を図るため、産卵後の親魚の再放流及び知事許可分のタラ底建網の網の数を減らしたり、種苗放流を行うことが主な柱となっております。

市としてのマダラ資源回復への取り組みについてではありますが、マダラ資源の回復を図るためには適切な資源管理や種苗放流のより一層の取り組みが重要であると認識しているところでもあります。このため資源管理については、陸奥湾産のマダラは北海道でも漁獲されていることから、北海道漁業関係者を含めた広域的資源管理への取り組みが必要であると考えております。

一方、種苗生産事業については、これまで県の増養殖研究所と脇野沢村漁業協同組合で実施しているところでもあります。漁協では、種苗生産施設として活用してきました青森県栽培漁業センター下北事業所の設備の一部が故障により使用できなくなったため、今後市の魚類種苗生産施設を活用し、マダラの種苗生産に取り組むこととしております。このため市では、平成20年度において、ろ過器の新設を計画し、引き続きマダラ種苗生産の安定化を図っていくこととしております。

市としては、今後とも県並びに漁協と連携を密にし、資源管理及び種苗生産事業の推進に積極的に取り組み、マダラ資源の回復に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、赤十字社員増強運動の取り組みについて

のご質問にお答えいたします。ご承知のとおり赤十字社員増強運動は、日本赤十字社の事業であります災害救護活動を初め国際支援活動や奉仕活動などの人道的事業を展開するための原資となるものであります。平成19年度のむつ市地区全体の社資募集実績は、目標額の961万9,000円に対し、実績額は862万3,810円で、達成率は89.65%の実績となっております。その詳細は、むつ市地区が目標額の663万2,000円に対し、実績額は568万810円で達成率は85.66%の実績となっております。川内分区は、目標額の97万3,000円に対し、実績額は96万5,000円で達成率は99.18%、大畑分区は目標額の158万円に対し、実績額は130万4,000円で達成率は82.53%、脇野沢分区は目標額の43万4,000円に対し、実績額は67万4,000円で達成率は155.3%で、脇野沢分区の達成率が高くなっており、このような厳しい経済情勢の中、社員増強運動にご尽力をいただきました関係者の方々には感謝申し上げる次第であります。

さて、赤十字の社員・社資募集は、社員に加入された方に毎年納入していただいております社費と、広く個人や法人または団体から寄せられる寄附金があります。お尋ねの訪問活動の際に協力依頼書兼領収書に金額があらかじめ印字されていることにつきましては、社員のほうで前年度に納入いただいた社費額を印字しているものであります。これは、増強運動が2月の寒い時期ということで、訪問者が寒さで記入が大変であること、記入による時間がかかること等々を勘案して、訪問担当者の手間を省くために印字をしているもので、決して強制をし得るものではありませんので、ご了承をいただきたいと存じます。

次に、生活保護受給者について、協力依頼書兼領収書に金額が印字されていることについては、これについても社員のほうで前年度に納入いただいた社費額を印字しているもので、決し

て強制し得るものではありませんし、生活保護受給者であっても毎年一定の社費を納めていただければ社員になれるわけであります。いずれにいたしましても、金額の変更の申し出があった際には、金額の訂正、または新たな領収書をお渡しいたしますので、ご不明な点等ありましたら事務担当者へご連絡をいただきたいと思います。

また、訪問活動にご協力をいただいております奉仕団員や協賛会委員の方には、日本赤十字社青森県支部が作成しております社員募集の手引を熟知していただき、多くの方々が赤十字に対する理解を深めていただけるように努めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市民へのPRについてであります。日本赤十字社青森県支部では、社員増強運動周知のため、テレビ、ラジオでのスポットCMやポスターの掲示をするとともに、1月から2月にかけて赤十字の活動にご協力をお願いいたしますというチラシを毎戸配布をして加入促進に協力を呼びかけているところであります。PRにつきましては、今後とも日本赤十字社青森県支部と連携を図りながら、増強運動の周知と赤十字活動の理解を深めていただけるように広報の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次のニホンザルによる農作物被害と保護管理につきましては、教育委員会より答弁をいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 山崎議員のご質問の1点目、鳥獣被害防止特別措置法及び防止総合対策についてのご質問にお答えいたします。

平成20年2月21日に施行されました同法では、市町村が被害防止対策に取り組む場合、県からの鳥獣捕獲の許可権限の委譲と財政支援があるほか、捕獲等防護さくの設置、鳥獣被害対策実施隊

を設けることなど、市町村が自主的な取り組みができるようになったことが主な内容であります。特に財政支援につきましては、特別交付税措置をこれまでの5割から8割と拡充される予定になっているところであります。

前段で述べましたように、市町村が策定しました被害防止計画が採択された場合、平成20年度からは捕獲体制の整備などのソフト事業が定額補助されるほか、電気さくなどのハード事業においても、特別交付税の対象となるなど、市町村でも被害状況に応じた取り組みやすい事業となっているところであります。

むつ市で取り組む予定があるかについてであります。まず市町村は特別措置法の基本指針に即して、単独または共同して被害防止計画を定める必要があります。今後サル被害対策は、むつ市単独ではなく、大間町、風間浦村、佐井村とも連携し、これらの対策を新年度から速やかに実施できる体制づくりを進めていることから、特別措置法に基づく被害防止計画についても共同で策定することにしたところであります。

計画の対象鳥獣はニホンザルで、被害防止計画の期間は平成20年度から平成22年度までの3年程度、対象地域はむつ市、大間町、風間浦村、佐井村で実施することとし、現在むつ市が代表として被害防止計画案を作成しているところであります。しかし、被害防止計画に基づく鳥獣害防止総合対策事業は、地域協議会が事業主体とならなければならないことから、むつ市、大間町、風間浦村、佐井村のほか、NPO法人下北半島のサル調査会、大間のサル調査会、佐井のサル調査会で設置しております下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議が事業主体になる予定であり、全国で10地区を想定している広域連携型に応募する予定としているところであります。

次に、むつ市の生息状況と群れの行動について

ということではありますが、現在下北半島のサルの生息頭数は、議員お話しのように44群で1,632頭プラスアルファの約1,700頭が生息していることがNPO法人の一斉調査で明らかになっていますが、学識経験者によりますと、下北半島全域への分布の拡大は遅かれ早かれほぼ確実に招来すると話しており、旧むつ市、東通村をも組み込んだ適切な対応、対策を準備することが望ましいと話されているところであります。

さて、むつ市全体の群れの数には16群で、平成19年12月の調査による頭数は645頭プラスアルファが生息しております。脇野沢地区におきましては、84群が122頭、85群が87頭、87群が42頭、〇群が89頭の合わせて計340頭が生息しております。

群れの遊動につきましては、84群は主に九艘泊から辰内まで遊動しており、85群につきましては源藤城から滝山、片貝、本村、小沢地区の耕作地、人家周辺を遊動し、近年では川内蛎崎地区及び長浜まで遊動域を拡大しております。87群は、九艘泊、芋田、貝崎、蛸田地区まで遊動域を拡大しております。〇群は、主に武士泊から穴間の海岸線及び特別保護区、天然記念物に指定されている生息地ではありますが、その特別保護区に生息し、既に源藤城、滝山地区に出没している状況を確認しているところであります。

また、大畑地区に生息している群れの頭数につきましては、I 2群が124頭プラスアルファ、KA群が46頭プラスアルファ、KO群が46頭プラスアルファの計220頭余りが生息しております。群れの遊動につきましては、I 2群は近年の頭数増加によりまして、風間浦村下風呂地区から大畑地区あさひな丘球場まで遊動しており、大畑地区市街地の目の前まで遊動域を拡大している状況であります。KA群は奥薬研温泉周辺に生息しております。KO群は薬研温泉から小目名地区まで遊動しております。関根新田地区では、平成19年

8月16日に新たな群れが確認され、頭数は50頭プラスアルファで、旧むつ市の間近に遊動してきており、被害拡大が憂慮されているところであります。

次に、ニホンザルの被害状況と補償問題についてであります。農作物被害状況につきましてではありますが、むつ市の被害農家数は110戸で、対前年度比31戸、21.9%の減で、被害金額は183万5,894円で、対前年度比140万8,488円、43.4%の減でありました。脇野沢地区では、被害農家戸数64戸で、対前年度比36戸、36%の減で、被害金額は97万330円で、対前年度比99万7,494円、50.7%の減でありました。被害が軽減できましたことにつきましては、野猿監視員の的確な配置とパトロールの強化を図ったことが群れを早期に発見し、被害防除につながったものと考えているところであります。また、川内蛎崎地区につきましては、地域の皆様に無線放送により出没状況をお知らせし、追い払いに協力をいただいたことが功を奏したのもと考えております。

被害補償につきましては、繰り返しになりますが、平成18年度まで脇野沢地区に限って被害額の一部を補償してまいったところでありますが、合併後脇野沢地区だけを対象に補償するとすれば、地域格差や不公平感を助長することになりますことから、平成19年度は被害補償を計上しなかったものであります。今後とも被害軽減のために諸被害防除対策を積極的に実施するとともに、国や県に働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、今後の被害対策とモンキードッグ導入についてであります。まず被害対策につきましては、第2次特定鳥獣保護管理計画「下北半島のニホンザル」に基づき農作物被害などを及ぼす群れの個体数調整を行うほか、新たな被害防除対策としてモンキードッグを活用した追い上げなどを実施す

る予定であります。また、青森県ではこれら被害防止対策の実施に合わせて、その効果等を検証していくほか、群れの分布、個体群、個体数などの動向の変化を把握し、管理計画の見直しのためのモニタリング調査を毎年度実施するとしているところでもあります。

さらに、これまで文化庁に対し、天然記念物ニホンザルの被害対策等の実施を要望してまいりましたところ、平成20年度において天然記念物食害対策事業が初めて採択になったところでもあります。

内容につきましては、大畑二枚橋地区に京都大学方式の電気さく1,000メートル、川内蛸崎地区に500メートルを設置し、農作物被害軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、文化庁では本年時期を見て下北半島に入り、現地調査を実施したいとしていることから、今後の被害対策等を要望してまいりたいと思っております。

最後に、モンキードッグ導入についてであります。まず、全国的なモンキードッグ導入状況についてであります。47都道府県のうち8県16市町村、検討中のものが10県であります。導入後の効果につきましては、導入後2カ月ぐらいから群れの出没が激減していること、また農作物被害が軽減されていることから、遊休荒廃農地が減少しているとのことであります。しかし、モンキードッグを導入していない地区に被害が集中していることが問題点として事例発表されているところであります。

このことを踏まえ、むつ市ではモンキードッグを活用した追い上げ、追い払いを新年度に導入し、通年実施されている野猿監視員業務と電気さく設置及び第2次特定鳥獣保護管理計画に基づき個体数調整とあわせ、むつ市の新たな被害対策とし、農作物被害等の軽減を図るものであります。

運用開始時期につきましては、訓練開始は4月から始め、訓練の進行状況によりますが、8月ごろまでに導入したいと考えているところであります。

導入頭数につきましては、2頭で、脇野沢地区に生息している84群、85群で運用を開始したいと考えております。

飼育場所につきましては、脇野沢地区とし、国指定下北西部鳥獣保護管理舎で行うこととし、環境省青森自然保護官事務所から許可をいただいているところであります。

犬の種類につきましては、現在警察犬訓練所と協議しているところであります。訓練につきましては、野猿保護管理専門員、野猿監視員及び職員が訓練所においてパートナーとなるべく合同訓練と犬に関する知識を習得するための研修も実施する予定であります。

また、大畑地区での運用は、I 2群の出没状況等により判断し、被害対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（村中徹也） 27番。

○27番（山崎隆一） 質問の時間が5分しかないものですから、はしょって私のほうから、ちょっと理解できない部分について再度質問させていただきたいと思えます。

まず1点目の核燃料サイクル交付金については、私も理解しているところであります。ただ、本庁と分庁舎の組織体制、実はこれ合併したその年でありましたか、海水浴場の問題で、むつ市は海水浴場を夏に開設するとき、安全祈願祭をやっていない。それで、川内地区のほうでは今までやってきたということで、川内庁舎でもってやろうとしたら、むつ市ではやっていないからだめですよというような問題が実は発生したことが今私の記憶にあって、杉山前市長が、いやいや、私の考

えでもって、すぐやらせますからということで、前の川内町長も大変このことについて興奮いたしました、1万円か2万円の金がないのかというようなことも言われて、すぐ実行したという経緯があります。そういうふうなことから、私としてみれば、やはり分庁舎の所長に対して、市長は後でこのことについては検討するということでありましたけれども、やはり市長は公務多忙なものですから、そういう点も含めて、各庁舎の所長にはある程度の権限を。私は、決裁を云々ということではないのです。事業をやる場合は、同じ課でなくても、産業振興課とかでいるんな事業をやっていますけれども、手伝いできる職員は使って、そしてやるというのが我々旧町村がいろんなイベントをやってきた経緯であります。そういうことから、市長にお願いしているわけでありますから、その辺をひとつご理解をさせていただければと、このように思っているところであります。

マダラの資源回復については、平成20年度にろ過器の更新をするというようなことでありますけれども、国の一つの大きな施策であります。現在知事が許可をしている底網の、タラ網の件数は84が脇野沢村漁業協同組合のほうに許可をしています。しかし、30しか建てていないというのが現状です。だから、もう54も県の許可より下回って網を入れているというのが現状であります。そのほか、脇野沢地区の漁業区域内では63網を入れて、全部で93の網を入れているわけです。そういう中で私が先ほども言ったように、回帰率は少ないのですけれども、稚魚の放流をしなければ、これはだめだろうと、このように思って、これはもう水産庁を動かさなければ、当然大きな事業を、北海道も巻き込まなければ、私は回復が不可能だろうと。長年やってきた経験から、そういうふうにいるところでありますから、何分市長もいろんな分野から補助金をもらうような方向づけをし

てほしいなど、このように思っております。

日赤の関係ですけれども、市長は強制はしていないということで、確かにそれは強制をしていないのは私もわかります。ただ、先ほども言ったように、もう領収書なるものを持って、あなたのうちには1,000円ですよということになると、やっぱり生活保護世帯とか年金生活者がそういう状況にあるというようなことをまず承知して、今度各地域で募金に歩いている婦人会、むつ地区の方はどういう方が行っているのか、歩いているのかわかりませんが、そういう機会をとらえて、ぜひ中身を歩いた段階でやってほしいなということを要望しておきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 山崎議員に申し上げます。

申し合わせの時間が過ぎておりますので、ご協力よろしくお願いします。

○27番（山崎隆一） 大変申しわけありません。最後です、市長をお願いします。

平成19年度、平成20年度は被害の補償金額は盛っておりません。杉山前市長は、我が旧脇野沢村では補償してきたから、その年度だけは補償しますということで1年やってきました。先ほども言ったように、大変農家の人たちは苦しみながら耕作しているわけです。モンキードッグを入れながら、この被害について軽減するということでありますけれども、さらにその点について検討して、財政がよくなったらということはいつになるのかわかりませんが、何とぞその辺を心に秘めて、今年度はゼロにしても、来年度はぜひこの農家のことを思って予算を執行してもらえればと、このことを最後をお願いいたしまして、大変時間も超過いたしましたけれども、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、山崎隆一議員の質問を終わります。

午後 2 時 25 分まで暫時休憩いたします。

午後 2 時 12 分 休憩

午後 2 時 25 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野呂泰喜議員

○議長（村中徹也） 次は、野呂泰喜議員の登壇を求めます。14番野呂泰喜議員。

（14番 野呂泰喜議員登壇）

○14番（野呂泰喜） 今定例会、平成19年度最後の定例会、そして最後の一般質問者になりました野呂でございます。

「冬来たりなば春遠からじ」の一言を心のよりどころに市政運営をして施政方針演説を述べられました杉山肅前市長がお亡くなりになってから、間もなく1年になろうとしております。今また補佐役でありました副市長の田頭肇氏のご勇退と。むつ市にとりまして、平成19年度は激動の1年であったのかなと思っております。

むつ市議会第195回定例会に当たり、通告順に従い一般質問を行います。市長並びに理事者におかれては、前向きなご答弁をお願いいたします。

市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。今定例会におきましても、数名の同僚議員が財政再建並びに本庁舎移転等に対する市長の取り組みについて聞いておりますので、重複を避けて質問をさせていただきます。

むつ市議会第193回定例会での電源立地地域対策交付金について、私の一般質問に、「市長就任後、改めて市の財政状況が逼迫している事態を目の当たりにし、準用財政再建団体への転落は是が非でも回避しなければならぬ最重要課題であると認識したところであります」と、このような答

弁をされております。本市の財政状況は、自主財源に乏しく、電源立地地域対策交付金に大きく依存する財政構造であり、地方交付税削減が進み、中間貯蔵施設及び大間原子力発電所施設の建設着工のおくれが電源立地地域対策交付金での歳入不足が生じれば、財政破綻は現実味を帯びてくると思います。

そこで、より具体的に現状を申し述べれば、一般会計及び一部事務組合を含めました地方債はかなりの額に上り、一般財源の不足分を金融機関等から調達する長期の借入れが平成18年度末では一般会計と特別会計、さらに水道事業会計を含めまして585億円あり、累積赤字も21億円になっております。一部事務組合、そして5市町村で医療機関を運営いたします下北医療センターむつ総合病院関係の長期債のむつ市負担分が約136億円とあり、むつ市一般会計と一部事務組合との長期債を合計いたしますと約742億円の債務となり、自治体財政健全化法に基づき財政状況を判断する実質赤字比率、普通会計に占める赤字割合ですけれども、平成18年度決算では12.66%、早期健全化団体に該当いたします。

特に下北医療センターむつ総合病院は、一部事務組合とはいえ、むつ市の負担分約33億円が依然として履行されていない現実、これが問題でございます。むつ市が約33億円の未収金を先送りするので、むつ総合病院の運転資金が不足するため一時借入金で補い、本来であれば単年度で決算すべきものが単年度で返済ができず、残高が膨らみ続け、不良債務、資金不足が75億円もあり、一時借入金は平成18年度で約135億円に上りました。未収金を先送りして準用財政再建団体に転落することを免れるためにむつ市の赤字をむつ総合病院に飛ばし、このことで一時借入金の常態化が進んだと私は思います。

市長は、口を開くたびに財政の危機を訴えなが

ら、庁舎移転に固執して結論ありきの説明会を開催してまいりました。2月20日の市民向け第2次移転説明会では、市民から財政再建を最優先に考えるようにと求める意見、要望が続々あったと聞いております。庁舎移転計画での庁舎部分を除いた開放エリアの商業テナントの入居を事実上断念したことで雇用創出が見込めなくなった。総事業費約27億円には、開放エリア整備費や物品購入費は含まれておらず、総額はさらに膨らむ見通しである。財政の現状を直視して、移転なしとする検討の必要性があると私は思います。そこで、以下の点について質問いたします。

早期健全化団体に該当するむつ市の財政においても、12億5,000万円の合併特例債が県や総務省から認められるものでしょうか。赤字解消計画によれば、当初平成20年度は電源立地地域対策交付金は22億5,000万円でありましたが、しかし平成20年度予算は14億7,000万円に減額され、同僚議員の質問に対して市長は、赤字解消計画どおりの資金の収入があれば庁舎移転をすると答弁しております。となりますれば、平成20年度予算では赤字解消計画予定の22億5,000万円の資金収入がありませんので、平成20年度中の庁舎移転はないものと理解してよろしいのでしょうか。庁舎移転費の18億円の具体的な見積もりを提出していただきたいと思っております。本庁舎の解体費用は、庁舎移転の予算の中に入っているのか、ご答弁をお願いいたします。

道路基盤整備につきまして質問いたします。市道浜通線の融雪溝の整備についてお伺いをいたします。市道の融雪溝は、大湊新町3差路から中央公民館付近まで整備が平成12年度で完了しておりますが、それ以降の中央公民館付近から宇田までの区間が未整備であります。大湊地区は、雪が多い地域であり、朝の交通量が増加し、もともと下道は道路幅が狭い通りで、融雪溝が整備されてい

ないところは道路の両側に雪が残り、さらに道幅を狭くしてしまうところがございます。国道338号の融雪溝は、桜木町のむつりハビリテーション病院付近の下まで整備が終わっております。市道浜通線中央公民館付近から宇田までの融雪溝の整備時期が検討されているのかお聞きをいたします。大湊の坂道対策と融雪溝は、安全な、そして安心な生活に必要な不可欠でありますので、一日も早い時期に整備をお願いしたいと思います。

JR東日本大湊線問題の対策について。JR東日本大湊線は、古くから私ども下北半島地域住民の生活路線として、また産業、文化、経済活動の大動脈として、今日なお主要な交通手段として重要な役割を果たしております。大湊線の強風対策について、陸奥湾岸を走る大湊線は、地域住民の通勤、通学、通院という日常生活を担う交通手段であり、多くの観光客に親しまれている路線であります。しかしながら、浜辺特有の強風があり、たびたび運休や遅延等のダイヤの乱れにより、特に西からの季節風が強まる冬期間は運転規制が頻繁に行われ、JR東日本ではその都度バス代行等で対応しておりますが、本線への乗り継ぎがスムーズに行われなかったり、利用者は不便を余儀なくされております。

運行規制であります。平成19年11月から平成20年1月までで規制日数23日、規制本数120本、運休本数91本と、このような状況の中では利便性の向上、そして何よりも利用客増にはなかなかつながらないと私は思います。そこで質問であります。青森県及び大湊線沿線市町村等で構成する防風さく研究会を平成15年度に設置、恒久的な防風策として有効な防風さくの効果を検証するための試験さくについて検討を進め、平成16年度には、その検討結果をまとめてあるとのことあります。JR東日本では、強風対策については、地元沿線自治体で対応すべきと、その立場を一貫して

とっておりますので、防風さく設置の費用負担約12億円をどのようにするのかをお伺いいたします。

雇用対策についてであります。顧みますれば、平成17年3月14日に1市2町1村での合併が整い、あれから早いもので3年が経過いたしました。今定例会に平成20年度一般施政方針で市長は、「一体感の醸成を図ることを最優先に「理解と協調」を掲げるとともに、そのための「土台づくり」、そして未来を支えるための「人づくり」に意を尽くすことを基本に据えて」、「今ではそれなりに隣の地区との垣根を越えた「融和の心」、「連帯意識」の芽生えが実感できるところである」と、こう述べておりました。「合併してよかった」との声がある反面、「合併しなければよかった」、「合併しても何もよいことはなかった」という声が顕在化していることも事実であります。「実質的な一体化を図ることは一朝一夕にはまいらないものとの思いを強くしているところである」と施政方針で述べております。

市長、好むと好まざるとにかかわらず合併をし、現実として6万4,000名のむつ市が現在あり、川内地区、大畑地区、脇野沢地区の皆さんは、少なからず合併に対して何らかの期待、そして希望を持たれたと私は思います。なぜ「合併しなければよかった」、「合併しても何もよいことはなかった」という声が多いのでしょうか。私なりに皆さんの意見を集約してみましたところ、働く場所がない、雇用対策が確立されていないため、若い年代の流出があり、それが定住人口の減少につながり、活気に満ちたまち、生きがいのあるまちがなかなかできにくい現状にあるとのことであります。地域に雇用の創出を、働く場をつくってもらいたいとの声が非常に多く、働く場があれば、この地域にとどまり、子供たちもこの地域に就職させて、家族がともに生活できることが望ましいとのこと

であります。

そこで質問であります。施政方針でも述べておられますが、企業誘致を積極的に進めて就業機会の拡大を図っていただきたいと思っております。平成8年から平成17年度までで計68社が青森県に誘致をされております。むつ市では、昭和43年、アツギむつ株式会社むつ事業所が、そして平成に入り有限会社エイワ青森、株式会社むつ新鋭産業、(株)エーエス青森工場、(株)オーケーフーズがそれぞれ企業誘致された歴史があります。だがしかし、経済不況から誘致企業の規模の縮小や撤退があり、現在ではアツギむつ株式会社むつ事業所1社であります。市民が働く場を求めて苦労している現状でございます。市長が先頭に立って雇用の確保に向けた攻めの戦略をとっていただきたいと思っておりますが、市長のご所見をお伺いいたします。

川内地区、大畑地区、脇野沢地区は、農林水産業がかなめであり、近年つくり育てる増養殖漁業が年々拡大しつつあり、そしてナマコ、アワビ、クロソイ等々が伸びてきていることはまことに喜ばしい限りであります。そこで質問ですが、「むつ市のうまいは日本一」であります。増養殖関係、また農林業に対する予算配分が余りに少ないように私には見えましたが、基幹産業であります第1次産業の確立がなされれば地場産業としての雇用の創出につながると思っております。市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上よりの質問を終わります。

○議長(村中徹也) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 野呂議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢についての1点目、財政再建についてであります。昨年12月、むつ市議会第194回定例会でお示しいたしました赤字解消計画では、平成19年度決算見込みで3億2,000万

円の単年度赤字が発生し、実質収支は24億5,400万円の累積赤字になると予想しておりましたが、今年度の除排雪経費が相当圧縮できる見込みとなっており、実質収支は計画より好転するものと考えております。

平成20年度以降は、これまでと同様、電源立地地域対策交付金を人件費等に充当し、一般財源化を図るほか、退職者の一部不補充などによる人件費の削減、さらには行財政改革の徹底を図り、各種経費の削減に取り組んでいくことで平成23年度には赤字解消を図る計画となっております。

また、これまでもご説明申し上げてまいりましたが、この赤字解消計画は庁舎移転事業を組み込んだものであり、財政再建を見きわめながら、庁舎移転を並行して進めていく考えに変わりはないものであります。

野呂議員、昨年9月のむつ市議会第193回定例会でご質問されました平成17年度地方債現在高について、平成18年度決算の状況を申し上げますと、一般会計と特別会計並びに水道事業会計の地方債現在高の合計額は、平成17年度末で約605億円でありましたが、平成18年度末では約585億円と20億円の減となっております。

下北医療センターの地方債現在高と不良債務について申し上げますと、むつ市にかかわりますむつ総合病院、むつりハピリテーション病院、川内病院、大畑診療所、脇野沢診療所の平成18年度決算における地方債現在高は、平成17年度から約2億200万円減少し、約76億7,300万円となっております。

また、一時借入金のうち不良債務、すなわち資金不足は平成17年度から約4億6,700万円減少し、約64億3,500万円となっており、年々好転してきております。今年度制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法では、下北医療センターの地方債は実質公債費比

率及び将来負担比率の算定のみに入算されますし、不良債務は将来負担比率の算定のみに入算されるものであり、平成18年度決算をもとにむつ市の比率を試算しますと、下北医療センターの関係する実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化団体に該当いたしません。

また、新谷泰造議員のご質問にお答えいたしました。また、実質収支比率につきましても、今年度の実質収支は赤字解消計画より好転する見込みであり、平成20年度の予算執行で歳入の一層の確保を図り、各種経費を節減することで早期健全化団体を回避することは十分可能と判断しております。

なお、一般会計から下北医療センターへの負担金は平成18年度決算では約15億7,300万円であり、そのうちむつ総合病院へは約13億5,800万円を負担しております。このうち約5億2,400万円がむつ総合病院の第五次病院事業経営健全化計画に係る負担金であります。いずれにいたしましても、むつ市の財政運営は依然として厳しい状況に変わりはありませんし、病院事業を早期に健全化していくことも必要であります。

むつ総合病院の第五次病院事業経営健全化計画は、平成20年度で終了いたしますので、その後むつ総合病院以外の医療機関への支援を含めた財政運営とあわせ、むつ総合病院に対します多額の債務負担行為解消に努めていかなければならないと認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、庁舎移転についてのご質問にお答えいたします。本庁舎移転は、杉山前市長が平成18年2月に報道機関に公表したのがきっかけでありまして、その発言から既に2年が経過しております。私は、昨年7月に基本的に杉山市政を継承することとしてご支持をいただき現職にあるわけですが、ただ漫然と継承していくのではなく、本庁舎移転に関しては守りの行政から攻めの行政へとシ

フトさせていくための一つの契機として、市民参加型の移転事業とすべく市民への情報公開と意見公募を基本に据えて進めてまいりました。それが2度にわたる市民説明会であり、また市政だよりを利用してのアンケートなどであります。この間、実にさまざまなご意見をいただきましたことは、富岡幸夫議員のご質問のときにお答えしたとおりであります。特に昨年8月の第1次の説明会の場では、庁舎移転問題に限らず各地区で抱える課題が浮き彫りとなり、また市民が不安に感じている事項が明らかになった有意義なものであったと考えています。それらのご意見の中で、やはり当市の財政状況と市庁舎移転が財政に及ぼす影響を懸念する声が大変多く出されておりました。庁舎移転に関する経費が赤字解消計画の中に盛り込まれていることは、既にお答えしたとおりであります。新年度の当初予算に新庁舎の改修工事を盛り込まなかったのは、特に合併時の合意事項であった財政再建を第一義としてあくまで優先するという私の不退転の決意のあらわれと受けとめていただいても構いませんし、その見通しが立たない状況で庁舎移転に係る予算を提案するようなことは、市民の意向にも反するものと考えての判断であります。

ただ、本庁舎移転は合併後急遽浮上した問題で、前市長が大変ご苦勞された喫緊の課題として受け継いだものでありますので、合併後の新むつ市を築く最初の大事業として議員の皆様と市民の皆様への十分な説明責任を果たしつつ、早期にかつ適時に実現させていきたいという考えに変わりはありません。今後議会には財政状況を見きわめ、改修工事費の予算計上、市役所の位置を定める条例の一部改正、そして改修工事の請負契約と段階的にご審議をいただき、本庁舎移転を進めていくこととなりますが、今回市民への説明会に先立って議員説明会を開催いたしましたように、議員皆様

にも必要に応じ判断材料となる資料などをお示ししながら段階を踏まえ、慎重に進めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、道路基盤の整備についてのご質問にお答えいたします。市道浜通線は、大湊新町3差路から下通りを経由して宇田町に至る延長3,161メートルの路線であります。当該市道の融雪溝は、平成8年から平成12年にかけて大湊新町3差路から中央公民館付近までの600メートルについて国道と一体的な整備が図られております。ご指摘の中央公民館付近から宇田町までの融雪溝整備についてであります。現在この地区では県と市の協働事業である大湊港海岸エコ・コースト事業が進められており、完成いたしますと、中央公民館付近から大湊小学校付近までの海岸線約900メートルに市道と並行して遊歩道が整備されることになっており、当該市道との関連性が極めて高い事業となっております。

また、当該市道は、議員ご承知のとおり、幅員が狭く、側溝も整備されていない箇所もあることから、融雪溝だけの整備にとどまらず、道路の全面改良も念頭に事業を実施していく必要があると考えております。これらのことから、エコ・コースト事業により第1点目として、当該市道整備に手戻りが生じないこと、2点目として、事業が集中して財政負担が大きくなること、さらに3点目として、工事中の交通規制により住民生活への影響を極力少なくできることなどを踏まえたくえで、実施時期について考慮していく必要があることから、エコ・コースト事業の進捗を見据えながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、当該地区の冬期間の交通安全確保の観点から、継続して実施してきております坂道対策としてのロードヒーティングにつきましては、いまだ十分な整備状況に至っていないこと、また今後

の市道浜通線整備の際の迂回路としても必要なことから、当面坂道対策を優先して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ＪＲ東日本大湊線問題についてのご質問にお答えいたします。まず、ＪＲ大湊線の強風対策についてであります。議員ご承知のとおり、大湊線はＪＲ東日本が定める早目規制区間となっており、6基の風速計が設置されております。この風速計が毎秒20メートル以上を観測すると、時速25キロメートル以下の速度規制となり、風速が25メートル以上になると運転中止の措置がとられることとなっており、それぞれ30分間規制が継続されることとなっております。

議員お考えのように、強風対策は安定した運行、ひいては大湊線の利用促進に欠かせないものでありますことから、今年度におきましても、昨年7月に市と市議会の合同でＪＲ東日本盛岡支社及び県選出国會議員に対し、要望活動を行っております。また、下北総合開発期成同盟会としては、県知事に対し、県からも働きかけていただくよう要望しており、さらには青森県、青森県議会、青森県新幹線建設促進期成会及び青森県鉄道整備促進期成会におきましても合同でＪＲ東日本盛岡支社に要望活動を行っているところであります。

防風試験さくの設置につきましては、平成18年12月のむつ市議会第190回定例会での野呂議員の一般質問に対する答弁と一部重複いたしますが、平成16年にＪＲ大湊線連絡協議会の中に設置したＪＲ大湊線防風試験柵研究会が、先年県が行った大湊線利便性向上対策調査をもとに強風対策として有効となる防風試験さくについて報告書をまとめております。この報告書によりますと、有効と考えられるベルト式ネットフェンスを設置した場合、高さ5メートル、長さ40メートルの試験さくの設置で約850万円かかると試算されており、こ

れを県と沿線の関係7市町村とが2分の1ずつ負担するとした場合、むつ市の負担は約260万円とされていたところであります。実際に必要とされる箇所すべてに本格的にさくを設置するとなりますと、総工費で約12億円もの費用がかかるとの報告がなされていること及びその費用負担の問題などから、試験さくの設置はこれまでもそうでありましたように、現段階においても踏み込みがたいものと考えております。

私といたしましては、強風対策として、まずは運転見合わせ時の代替輸送の確保を徹底していただき、そのうえで安定運行の対策を講じていくことが利用者の信頼を得ることとなり、利用促進につながるのではないかと考えているところであり、ＪＲ東日本盛岡支社に引き続き粘り強く働きかけていく考えにありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大湊線の利便性についてであります。平成22年度の東北新幹線八戸 新青森駅間の開業をにらんで八戸駅、(仮称)七戸駅、新青森駅及び並行在来線となる青い森鉄道とのかかわりをどうするのかという趣旨のご質問であります。まず東北本線の枝線でありますＪＲ大湊線存続につきましては、昨年11月に大湊線存続の新聞報道があったことを受け、企画部にその真偽を確認させておりますし、また先般1月11日にＪＲ東日本盛岡支社の企画部長が来庁した際にも直接確認するとともに、将来にわたってＪＲによる運行がなされるよう要請しているところであります。

利便性の向上に係る今後の対応、市のかかわり方についてであります。これまで八戸、青森駅への直通便の増便について、野辺地駅での接続問題も含め要望してまいったわけではありますが、ＪＲ東日本盛岡支社は、大湊線が単線であるがゆえに、これ以上の増便は厳しいものがあるとの考えをにじませているところであります。

また、(仮称)七戸駅に関してであります、七戸町から示されました駅周辺整備計画によりますと、当駅に停車する本数は、十和田湖や下北半島あるいはむつ小川原開発地域への玄関口になりますことから、現在通常運行されている「はやて」の1日15往復ある本数のうち11往復から14往復が停車すると想定されております。県の試算によりますと、1日当たり3,000人が乗降すると考えられておりますので、我々下北地域にとりましては非常に重要な駅になるものと認識しております。

しかしながら、そもそも並行在来線となる青い森鉄道と接続していないという問題もありますことから、下北半島縦貫道路の早期完成も含め、直通バスなど二次交通網の整備が課題となるものと考えております。

今後におきましては、平成22年度の新幹線新青森駅開業の効果や下北駅前広場の完成による機能の充実などによって利用者数の増加が見込めるものの、JR大湊線の存続を将来にわたり確かなものとしていくためにも、青森県、青森県鉄道整備促進期成会、JR大湊線連絡協議会、下北総合開発期成同盟会を初め下北観光協議会等関係機関とも連携を強め、一丸となって地元として大湊線の利用促進に向けた啓蒙活動、利用動態を見据えた誘客促進活動等を図る中で利用の実を上げる一方、新幹線及び青い森鉄道との接続問題等利便性の向上についてJR東日本を初め関係機関に対して協議、そして要望に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

通告の順番と若干違いますけれども、壇上での野呂議員のご質問の順に従いまして、次に雇用対策についてお答えをいたします。

まず、企業誘致についてお尋ねであります、企業誘致につきましては、今定例会の平成20年度の一般施政方針でも基本的な考え方を申し述べておりますように、現状では本州最北端という地理

的条件を初め、高速交通体系、消費・流通面あるいは国内企業の海外進出等極めて厳しい状況にあると言わざるを得ません。平成19年4月現在、市内には6社の誘致企業があり、1,126人の方々が雇用されておりますように、企業の進出は就業機会の少ない当市にとって有効かつ即効性のある雇用対策となりますことから、県や青森県企業誘致推進協議会等との連携を強めながら、私自らも情報収集のアンテナを高く上げて、その可能性を探ってまいりたいと考えておるところであります。

野呂議員もご承知のこととは存じますが、昨年川内地区にワインの製造販売を行う有限会社デイリーワイナリーが進出し、ことし1月に県が誘致企業として認定し、1月17日にデイリーワイナリーとむつ市及び青森県の3者で工場立地に関する基本協定書に調印したところであります。

デイリーワイナリーは、同じく川内地区を拠点としております農業生産法人有限会社エムケイビニヤードと一体となってブドウの生産からワインの製造販売までを行う、いわば地場産業型の企業であります。市では、新たにエムケイビニヤードのブドウ生産に対して、むつ市おいしい果実産地振興事業として、県とともに助成すべく平成20年度予算に補助金を計上し、現在ご審議をいただいておりますので、今後も状況に応じてワインのPRや消費拡大等にも積極的に支援してまいりたいと考えております。

このたびのデイリーワイナリーの進出は、市にとって平成11年以来9年ぶりの誘致企業でありまして、近い将来にはワインやホタテ等地場産品を生かしたレストラン等の事業拡大の意向もあるようでありますので、より一層の企業努力によりまして、事業が安定的かつ発展的に展開されますようお願いしております。市といたしましても、今後の事業展開に積極的に支援し、今回のこのケースを一つの弾みにして、今後の企業誘致活動につなげ

ていきたいと考えているところであります。

次に、昨年9月定例会において、野呂議員からご質問いただいた産業振興により雇用創出を図るためのその後の具体的な取り組み経過についてであります。昨年9月定例会では、むつ市長期総合計画に掲げた雇用機会の増大を図るための具体的な手法についてのご質問に対し、地域が持つ特色ある資源を生かした地域ならではの産業づくりによる雇用の創出が重要との認識のもと、豊かな自然資源を生かした付加価値の高い農林水産業育成、自然や温泉、文化的な資源を生かした観光開発、原子力船関連施設の立地に伴う関連産業の育成などとし、私が選挙公約として掲げました地域農水畜産物に誇りを持ち、地場産業育成を図るうえで理念、「むつ市のうまいは日本一」に通ずるとお答えいたしましたところであります。

また、下北の食に対する安全・安心イメージは高いものがあり、地方の強みでもあり、これに高付加価値の付与と質の高いブランド化の確立、差別化を図り、販売ルートの確立が図られればと考えるところであります。私自身も機会あるごとにトップセールスは辞さないつもりであるとも申し上げました。

申し上げましたとおり、本年1月26日、27日開催のむつ商工会議所が主催する下北半島食の祭典では、「むつ市のうまいは日本一」の具体的な取り組みとして、下北地域県民局と協働で作成いたしましたのぼりやはっぴ、エプロンなどのお披露目をあわせ、市庁舎内に設けましたプロジェクトチームのメンバーとともに、広くPR作戦を展開したところであります。

また、先月、2月23日、24日の両日、市内大型店において「第1回むつ市のうまいは日本一！フェア」を市内漁協や森林組合などの関係団体の協力を得て開催しております。むつ市の宝物である鮮魚や農産物などの地場産品の販売や青森県産品

PR用イメージキャラクター「決め手くん」のイベントショーなど、ご家族で楽しみ、関係者からも大変高い評価をいただきました。もちろん私も初日には販売ブースに立ち、お客様である市民との交流を楽しみながら、商品のセールスを行った次第であります。これらの取り組みは、直接雇用には結びつかないものではあります。まず私どもが口にする食の安全性が問われている今、地元消費者が地元産品の安全性と質のよさを実感していただくことが最も重要であると考えております。そして、実感いただいた市民一人一人が今度はむつ市の広告塔となってむつ市のうまいが全国的、国際的に認知されれば、おのずと地場産業の発展につながり、雇用の環境の好転が図られるものと思っております。これからもこれらの取り組みは継続、発展させてまいりますし、また国、県、市、それぞれ行っておりますさまざまな支援策とあわせ、産業振興と雇用対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（野呂泰喜） ご答弁まことにありがとうございました。

順序がちょっとずれますけれども、最初に道路整備についてちょっとお伺いをいたします。今のエコ・コースト事業、恐らく大湊小学校の下から中央公民館への海岸線の事業だと思っておりますけれども、900メートルですか、それに附帯して融雪溝のほうをやっていただけるかなと思って私期待して聞いておりましたら、そちらのほうを優先すると、歩道ができるということ。でも歩道は歩道として、融雪溝は融雪溝という形でまた別物であろうかと思っております。確かに大湊地区、私の要望で坂道対策、昨年も1路線やっていただき、またことしも、平成20年ですか、やっていただくということで、2つはできないという論理に私は受けとめ

ましたけれども、何とかひとつ融雪溝のほうも整備を、早い整備をお願いしたいなと思います。

それと、むつ総合病院の債務が減ったと、それは確かに第五次病院事業経営健全化計画でそれなりに進んではいるのかなと思いますけれども、ただまだまだむつ市からの未収金33億円は山積みされておるといふ現実が残っておるわけでございます。

先ほど壇上で申し上げましたけれども、市長、開放エリアの商業テナントの入居を断念したということで、開放エリア整備費や物品購入費は総額27億円には含まれていないと。これは、大体どのくらい見ておられるのか、その部分をまずお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 建設部理事。

○建設部理事（石田三男） さきの説明会においても、市民説明会ですが、まだ方針が確定してございません。庁舎内、また他団体等とも要望も受け付けいたしまして、さらにこれから踏み込んでいかなければならない場面が多々ございます。そのようなことから、現在において金額をお示しできる時期でないことをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（野呂泰喜） 金額がまだ出ないと、ただし庁舎移転はすると。これは、なかなか市民の方々には理解はしていただけない部分が出てくるのかなと。やはりきちとした数字が出て、いわゆるこうなりますよ、このくらいの金額がかかりますよ、それで審議いたしましょうと。これは、私、大変失礼ですけども、故人となられました杉山前市長にもこういう論理でいきましたけれども、全く不透明さがあるのに庁舎移転ありきではなかろうかなと。これは、やはり理解を示せと言われても、ちょっと理解ができない部分が非常にあ

うかと思えます。

また、早期健全化団体に該当するむつ市において、合併特例債の12億5,000万円が県や総務省から認められるものでしょうか。その部分の見解もお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 企画部副理事。

○企画部副理事財政課長（鈴木克郎） お答えいたします。

庁舎移転に関しましては、建設の部分が12億5,000万円ということで、その95%、11億7,500万円が合併特例債の対象となるわけでございますけれども、むつ市そのものが早期健全化団体に該当するということになりましたら、やはり起債の制限は受けることになるかと思えます。今現在、平成18年度決算では早期健全化団体に実質収支比率のほうで該当いたしておりますけれども、平成19年度の決算及び平成20年度の予算の執行におきまして、この早期健全化団体を回避するというところで現在財政運営を行っておりますので、また交付金の関係にいたしましても、ある程度の見込みがつかますれば、合併特例債の起債の許可はありものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（野呂泰喜） 今財政課長が答えたとおり、私もそう思います。いわゆる早期健全化団体に落ちなければ認められるでしょう。落ちれば認められないと。ただし、先ほど私は壇上でも述べましたけれども、市長もこれはお認めになっておりますけれども、現在財政状況が非常に逼迫しておると。そして、電源立地地域対策交付金も減額されておる現在、果たして首の皮1枚でも残ったと、準用財政再建団体に陥らなかったと。私は、財政に余裕がない状態でやるのは非常に厳しいものがあるかと思えますけれども、市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 野呂議員にお答えいたします。

早期健全化団体、平成18年度決算で、先ほど野呂議員ご指摘のとおり実質赤字比率12.66%、金額にいたしまして、平成18年度決算で約150万円程度、これが解消されれば早期健全化団体を回避されるわけでございます、金額的には。しかし、すれすれの中でどうするのかというふうなお尋ねでございますので、あえてお答えをさせていただきますれば、この赤字解消計画、この部分をしっかり見据えつつ、そして先ほど電源立地地域対策交付金が減額というふうなお話、表現がございましたけれども、その電源立地地域対策交付金のしっかりとした先行き、見通しのもとで入りと出、これをしっかりと見きわめ、そして平成19年度の決算、そして平成20年度の予算、その状況を踏まえて最終的な判断をしていきたいと、こういうふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（野呂泰喜） 市長、まさしく今市長おっしゃられたとおり、入るをはかって出るを制すと。やはり入ってきてから考えても私はよろしいのではないかなど。入ってきてから、いわゆる財政に余裕が出てきてから、これは今定例会、同僚議員も3名、4名ですか、質問なさっておりますけれども、私はその趣旨で皆さん質問なさっておりますと理解をしております。

それと、庁舎移転費18億円の具体的な見積もりは出していただけるのでしょうか。

それと、現庁舎の解体費は、予算の中に組み入れてあるのかなのか、その部分2点お伺いします。

○議長（村中徹也） 建設部理事。

○建設部理事（石田三男） 移転事業費の18億円に

ついて、先にその内容についてお答えをさせていただきます。

市民説明会の中で積算内容についてお示しをさせていただきますいておりますが、今後必要となる経費について、これは、特に工事費でございますが、設計が完了いたします。その完了した額を説明会の資料として示させていただきます。

その内容でございますが、設計監理委託料5,260万2,000円、本体の改修工事、これは建築、電気設備、機械設備で13億7,500万円、情報システム関係の移設工事ですが、これが2億935万4,000円、外構工事でございますが、これは植栽、フェンスの補修工事で1,820万円、工事費で合わせまして16億255万4,000円でございます。それ以外に説明会時にまたお示しできる金額は計上されておきませんが、項目の中で備品費、移転費、現庁舎の解体費を載せさせていただきますが、特に備品費においては、現在庁舎にあるものの有効利用を図りたいということで、再精査をいたしてございます。

解体費におきましても、本庁舎と、本庁舎の裏手にございます車庫を除く木造の建物等がございます。それらのものも概算は出してございます。総額で今後必要となる経費として18億円ですというような設計内容でございます。

お示しするかどうかについては、まだはっきりとはこの場で申し上げることは差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（野呂泰喜） 私の持ち時間も、残り2分が3分しかないみたいですので。

困りましたね、これは。予算は出せない、さりとて庁舎は移転したいと。時間がございませんので、また6月定例会、仕切り直しでやらさせていただきますので、よろしく願います。

○議長（村中徹也） これで、野呂泰喜議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月19日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、明3月19日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月20日は休日のため休会とし、3月21日は付託議案審議並びに本日上程されました議案第54号の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時23分 散会